

1964年9月21日(第3日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時40分~午後4時41分)

2. 応招議員は次の通りである。

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|-----|----------|-----|-----------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 天久 要太郎 | 2番 | 比 轟 定 亮 | 3番 | 天 久 盛 雄 | 4番 | 天 久 盛 正 |
| 5番 | 石川 真 大 | 6番 | 比 仲 村 春 豊 | 7番 | 天 稻 久 誠 | 8番 | 天 稻 久 誠 |
| 8番 | 石川 田 英 正 | 9番 | 比 仲 村 里 豊 | 10番 | 天 稻 久 誠 | 11番 | 天 稻 久 誠 |
| 11番 | 石川 田 英 正 | 12番 | 比 仲 村 里 豊 | 13番 | 天 稻 久 誠 | 14番 | 天 稻 久 誠 |
| 15番 | 石川 田 英 正 | 16番 | 比 仲 村 里 豊 | 17番 | 天 稻 久 誠 | 18番 | 天 稻 久 誠 |
| 19番 | 石川 田 英 正 | 20番 | 比 仲 村 里 豊 | 21番 | 天 稻 久 誠 | 22番 | 天 稻 久 誠 |

3. 不応招議員は次の通りである。

| | | | | | |
|----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 4番 | 安次富 盛 信 | 14番 | 仲 村 喜 永 | 18番 | 中 里 幸 助 |
|----|---------|-----|---------|-----|---------|

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席した者は次の通りである。

| | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|--------|---------|
| 市長 | 仲村 春勝 | 助 役 | 呉 屋 真 穂 | 収入 役 | 沢 井 安 一 |
| 総務 課長 | 松川 正 敏 | 財政 課長 | 奥 里 真 穂 | 住 民 課長 | 仲 村 春 信 |
| 民生 課長 | 当山 全 喜 | 経済 課長 | 伊 佐 友 誠 | 水 道 課長 | 国 田 真 幸 |
| 建設 課長 | 島 袋 昌 栄 | 消防 課長 | 大 城 仁 幸 | | |

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城 光雄 書記 原 屋 隼 島袋 真由 知念 善光

8. 議事日程

- 日程第7. 一般質問
- 日程第8. 陳情第9号、取引銀行指定に関する陳情について
- 日程第11. 議案第44号、真野湾市財産の取得管理及び処分に関する条例について

議 長~出席14名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立したので本日の会議を開きます。

議 長~暫休致します。(午前10時40分)

議 長~再開致します。(午前10時44分)

議 長~只今お語りしました様に日程の追加をお願いします。日程第7の一般質問、日程第8陳情9号、取引銀行指定に関する陳情について、

1964年9月21日(第3日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時40分~午後4時41分)

2. 応招議員は次の通りである。

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|-----|-------|-----|------|-----|--------|----|----|
| 1番 | 天久豪太郎 | 2番 | 比嘉定亮 | 3番 | 天久盛雄 | | |
| 5番 | 石川真六 | 6番 | 仲村春果 | 7番 | 天久正康 | | |
| 8番 | 石田英正 | 9番 | 安里安明 | 10番 | 又吉正弘 | | |
| 11番 | 石川繁 | 12番 | 大川昇 | 13番 | 伊佐真得 | | |
| 15番 | 宮城盛昌 | 16番 | 富里敏行 | 17番 | 伊佐貞寿 | | |
| 19番 | 武島行男 | 20番 | 仲村盛光 | 21番 | 古波蔵清次郎 | | |

3. 不応招議員は次の通りである。

4番 安次富盛信 14番 仲村喜永 18番 中里幸助

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席した者は次の通りである。

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|
| 市長 | 仲村春勝 | 助役 | 呉屋真徳 | 収入役 | 沢し安一 |
| 総務課長 | 松川正義 | 財政課長 | 奥里将俊 | 住民課長 | 仲村春信 |
| 民生課長 | 当山全喜 | 経済課長 | 伊佐友誠 | 水道課長 | 国吉真義 |
| 建設課長 | 島袋昌兼 | 消防団長 | 大城仁幸 | | |

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城光雄 書記 照屋敏島袋真由 知念善光

8. 議事日程

日程第7. 一般質問

日程第8. 陳情第9号, 取引銀行指定に関する陳情について

日程第11. 議案第44号, 且野湾市財産の取得管理及び処分に関する条例について

議長~出席14名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立したので本日の会議を開きます。

議長~暫休致します。(午前10時40分)

議長~再開致します。(午前10時44分)

議長~只今お諮りしました様に日程の追加をお願いします。日程第7の一般質問。日程第8陳情9号, 取引銀行指定に関する陳情について,

日程第9、議案第42号宜野湾市審英会定款変更について、日程第11、議案第43号宜野湾市審英会業務承認について、日程第10議案第44号宜野湾市財産取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について、以上の通りの順に進めたいと思います。日程の順に従いまして、日程第7の1般質問から行います。

議長～暫休憩致します。(午前10時45分)

議長～再開致します。(午前10時50分)

3 番～私の質問の(3)から質問致します。審議委員会設置の条項に付きまして予算も改年度から発足するという様に予算も計上してある事と思いますが、それに付きまして、まだ委員の任命、その他委員会の発足が出来てない様でありますが、これの理由はどこにあるか、それについて市長のご答弁をお願い致します。

市長～市長の附属機関としての審議委員会を作る事になっておりますが、大体準備は出来ておりますけれども、最近商業高等学校の問題でこの仕事を多忙を極めまだ発足されておられませんので、近い内にこれを発足したいと思っております。

3 番～何日頃という委員会を発足されるか、委員会の中にも沢山あると思っておりますが、全部一ぺんに発足の予定であるのか、それとも必要にせまられた部間の委員会の発足をされるのか、どの委員会を何日頃から発足するという様な計画が出来ている様ですから、その点もご答弁願いたいと思っております。

市長～出来るならばいつしよに発足した方が良いんだけれども、特に建設と財政の方は急がなければいけないので出来たら8月中にでもやろうと云うので準備を進めておりましたが、それが先つき申し上げた様な理由でまだ出来ておらないので議会でも済めば各委員会の準備が出来たら同時になるしこれがそのまままだ検討してありませんが全部整わなければ、今先申し上げた2つの委員会だけでも先にやりたいと思っております。

3 番～今構想の段階で具体的な案はまだと云うんですか。

市長～又選をして何回も検討はしております。

3 番～分りました。
2番目の問題、都計の場合の資金援助を政府から受けると前から施政方針のたび事に云つておられる訳であります。これについて宜野湾市が都計の指定を受けたのが60年でありまして、すでに都計の1部は実行していると云うことになる訳であります。それについて都計の補助金援助指定によりまして、毎会計年度の4半期

日程第9、議案第42号宜野湾市育英会定款変更について、日程第11、議案第43号宜野湾市育英会業務承認について、日程第10議案第44号宜野湾市財産取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について、以上の通りの順に進めたいと思います。日程の順に従いまして、日程第7の1般質問から行います。

議長～暫休憩致します。(午前10時45分)

議長～再開致します。(午前10時50分)

3 答～私の質問の(3)から質問致します。審議委員会設置の条例に付きまして予算も改年度から発足するという様に予算も計上してある事と思いますが、それに付きまして、まだ委員の任命、その他委員会の発足が出来てない様であります。この理由はどこにあるか。それについて市長の答弁をお願い致します。

市長～市長の附属機関としての審議委員会を作る事になつておりますが、大体準備は出来ておりますけれども、最近商業高等学校の問題でこの仕事に多忙を極めまだ発足されておられませんので、近い内にこれを発足したいと思つております。

3 答～何日頃という委員会を発足されるか、委員会の中にも沢山あると思うんですが、全部一ぺんに発足の予定であるのか、それとも必要にせまられた部間の委員会の発足をされるのか、どの委員会を何日頃から発足するという様な計画が出来ている様ですから、その点もご答弁願いたいと思つております。

市長～出来るならばいつしよに発足した方が良いんだけれども、特に建設と財政の方は急がなければいけないので出来たら8月中旬にでもやろうと云うので準備を進めておりましたが、それが先つき申し上げた様な理由でまだ出来ておらないので議会でも済めば各委員会の準備が出来たら同時になるしこれがそのまままだ検討してありませんので全部整わなければ、今先申し上げた2つの委員会だけでも先にやりたいと思つております。

3 答～今構想の段階で具体的案はまだと云うんですか。

市長～入選をして何回も検討はしております。

3 答～分りました。

2番目の問題。都計の場合の資金援助を政府から受けると前から施政方針のたび事に云つておられる訳であります。これについて宜野湾市が都計の指定を受けたのが60年でありまして、すでに都計の1部は実行していると云うことになる訳であります。それについて都計計画の補助金援助規定によりまして、毎会計年度の4半期

の15日前までに書類を提出する事になつておるが、それに基_づいて補助申請の手続きをなされた事があるか。どうか、ありましたら正式の文書番号ですわ、すでに4ヶ年前と思ふんですが、それについて出された事があるかどうか、補助規定によります所の補助申請を出されたことがあるかどうかお伺いします。

市長～これについては担当課の課長で細かい説明をしてもらいますから今までの何が、これから先何か年間のその計画を出せと云うのでそしてそれに単位を出して提出してあります。別に補助申請と云うのがみ文付けずに、そしてその事業としてこれをやつて頂きたいと云う係りの話合、それから課長、局長の了解を得てこれを仕事を進めておりますこの提出書類の月日については課長の方から調査して答える様にしてありますので、そう云うふうに致したいと思ひます。

建設課長～只今の都市計画の資金援助に対する提出資料の日付をお聞きの様でございますが、政府の方と致しましては、現在まで補助金の申請と云う場合に従来までは文書で来たりしておつた事と思ひますが、最近になつて口頭で電話でもつて普通何月何日までに補助金の申請をなさないと云うふうにして来ている訳であります。それでこちらの方としまして、1既文書にしてかがみ文を付けて提出した事がございまして、その時に慎重にしてもらつて非常にやりたい位くと文書と云うよりも、むしろ紙に書いてどういふか好になるかとそれから圖面を付けてどの位置に当ると云うふうな程度で出してくれんかとか云う要望がございまして、それ以後に総て電話連絡と、それから公文書によらずに普通のこちらで作成したものをそのまま持つて行つて提出しております。そう云う実状であります。それから申請の日付であります、最近直ぐ提出してくれと云う連絡がありました。これは政府の財政3ヶ年計画と相呼応して出したと云う様な内容の補助申請でございます。これは6月の19日にこちらから出ております。これは56年、57年、58年の3ヶ年分でございます、1年間の補助申請が約10万本になる様にして3ヶ所分位を出してくれと結局計9本になる訳であります。それからそれ以前に6月の2日に1般土木事業としまして65年以降全地域にわたる土木事業に対して見積をして出してくれとそういうふうな事でそれが今月いっぱい提出してくれとそういう事でありましてその内で上位3番目までは早急に出してくれと、こう云う事でありましてこれは6月の2日にこちらの方から出ております。それから更にその以前に5月の11日に提出してあります。これも同じく電話連絡であります。以上であります。

3 番～補助金の交付規定の第4条は私見と~~思~~思ふんですが、これに対して補助金交付申請をしようとする市町村は毎4半期前15日までに補助金交付申請様式第1号を行政府主席に提出しなければならないとちゃんと様式にも示されておりますが、それについて様式じやなくして単なる全般的の申請であるのかですわ、法による様式が示さ

れておりますが、これに基づいてやつておられんと云うのは、どこに理由があるか。補助金施行規定も様式もちやんとあると規定にもちやんと明示されておりますが、それによつて向うとしては、指令を出してやると云う様な方法じやないかと思つておりますが、人の補助金交付申請は出されてないと云う訳でありますね。

建設課長～立前でありますと、法籍に従つて申請もし、それからその許可によつて示達されるもんだと思ひますが、最近の色々な援助更正と云いますか。そういうかつ癖で非常に本庁の方でもこういう文書と云うよりも、むしろ口頭でやつているというのが現状の様でありますそれでそれについて詳しく聞いた事はございませんが、我々と致しましてもちやんとそういう規則がある以上はそれに則つて出来れば運営して行きたいと考えてはおります。が政府の事でありまますので従来通り電話でやつておる次第でございます。

3 答～先つき電話或は文書の申請というのは、これは調整の段階の電話連絡であるのか、或は話し合いであるのか、或は正式文書としての交付規定に則つての様式であつたか。その点お願いします。

建設課長～様式そのものは大体同一であります。所が只こちらから発信される文書の文書に決裁の調書は付けてないと云うのと、それから向こうで何月何日に受付たと云う様な確実な帳簿上にのる様な文書にならないところ云う事であります。

3 答～これは本年度だけですか。60年の5月30日に宜野湾が都市計画施行地域に指定された訳であります。そのよく年からずつとそう云うふうな補助を受ける資格が出たと云う事になりますが、今先の6月に出されると云うのは現年度の予算の補助申請だと思ひますがその前もそういう様式であつたかですね。そういう形式で出されたもんですか。その文書形式で出された訳でありますか。

議長～暫休願致します。(午前11時4分)

議長～再開致します。(午前11時6分)

3 答～関連質問がない様ですから、1番に移ります。現在市内1号線の道路工事が為されておりますが、それに付きまして住民地域との排水の関係或は関係と申しますと歩道とかそう云うのを設けるとか、そう云うものについて1応市長さんからお聞きしたいと云う訳であります。市長さんからお聞きする前に課長さんから部落からも向こう1帯が排水が悪いと云う様なたびたびの陳情があるし、前の春の週間の場合に保健所の方からは是非向こうの排水を改善してくれと云うようなその要望がありまして大体具体的にやろうと云う所まで行つておつたんだが、出来なかつた理由と、それからその後の処置について課長さんから1応あらましを説明願いたいと思ひます。

建設部長～1号線のかく張工事であります、これは？

3 番～これは春の清掃週間の場合の措置の方からどうなつたかをですね、

建設部長～役所の方では当初この工事を施行されている事が分らなかつたのでございます。それで後で工事をしていりし、それから議員の方でそれなら住民の方にこれはどう云う事かと云う訳で問い合わせがございまして、それで市としても、

3 番～あの清掃週間のですね、工事着手前市の独自でやろうと云う所まで行つておつたのが出来なかつた理由、~~その~~後の処置で私どもが貴方に答弁を求めたのは、この問題は市長にお聞きしつたか、私の今の質問の内容は貴方に対してですね、この前の春の清掃週間の場合に政府から示された通りやろうと云う所まで行つておつた出来なかつた理由とその後処置です、どういふ処置を取つたのか

建設部長～宇治川の三又路附近はそういう水がたまつて、その処置を考へておつたのであります、ちよろど清掃週間になつてそれが問題化しおた訳であります、と云いますのは、政府の保水所の方から、角に当る変換の後側でございまして、あそこにも水をすると、溜りでも停水があるんで、その水が腐敗して後で伝染病でも起つたら非常に困ると、又起らんと云う訳で、~~水を~~保水所から橋を架かされた訳であります、その為には市の職員を派遣して、その内を調査した訳であります、そこは測量した結果、川に近づいておりましたので、それを通してそれでは、川の方に排水をしようと思つたので、1号線設計書は作りまして、所がこれが軍道でありまして、なにかかそこを軍道にパイプを埋設する事が市としてやるという事が、どうも妥当じやないと云う様な見解になりまして、その当止めた訳であります、これについてこれは軍が当然やるべきじやないかと云う様な所まで発展して途中で立派となつたやつ好になつてます、

3 番～市でやる事が妥当じやないと云う結論を出された以上は市として軍に当るか、或はその関係当局に当つて警処すべきだと思つておるんだがその折衝の経過はどうなつておりますか、課長さんでも市長さんでもと答弁願います、

議長～暫休憩致します。(午前11時11分)

議長～再開致します。(午前11時12分)

3 番～先つき課長の説明ではその前の排水の面は、1号線が計画してやろうと云う事であつたが、設計した新市でやるのが妥当じやないかと云う様な結論を出して、これは当然軍がやるべきだと云う事であると

建設課長～1号線のかく張工事であります、これは？。

3 番～これは春の清掃週間の場合の措置の方からどうなつたかをですね。

建設課長～役所の方では当初この工事を施行されている事が分らなかつたのでございます。それで後で工事をしていし、それから議員の方。それから住民の方にこれはどう云う事かと云う訳で問い合わせがございまして、それで市としても。

3 番～あの清掃週間ですね、工事着手前市の独自でやろうと云う所まで行つておつたのが出来なかつた理由、それが後の処置です。私が貴方に答弁を求めているのは、この問題は市長にお聞きしますか、私の今の質問の内容は貴方に対してですね。この前の春の清掃週間の場合に政府から示りもあつてやろうと云う所まで行つておつたが出来なかつた理由とその後の処置です。どういう処置を取つたのか

建設課長～宇地泊の三又路付近はそういう水がたまつて、その処置を考へておつたのでありますが、ちよつと清掃週間になつてそれが問題化した訳であります。と云いますのは、政府の保健所の方から、角に当る交番の後側でございまして、あそこにまん水をすると、何日でも停水があるんで、その水が敗して後で伝染病でも起こつたら非常に困ると、又起らんと制限と云う訳で、保健所から指適された訳であります。その為市に職員を派遣して、その内状を調査した訳であります。そこは測量した結果、地になつておりました。それで出来ればそこにパイプを通してそれできき川の方に排水をしようとするふうに考へて1応設計書は作りまして、所がこれが軍道でありまして、なかなかそこに軍道にパイプを埋設する事が市としてやるという事が、どうも妥当じゃないと云う様な見解になりまして、その当時止めた訳であります。これについてこれは軍が当然やるべきじゃないかと云う様な所まで発展して途中で立消えとなつたかつ好になつております。

3 番～市でやる事が妥当じゃないと云う結論を出された以上は市として軍に当るか、或はその關係当局に当つて善処すべきだと思つておるんだがその折衝の経過はどうなつておりますか。課長さんでも市長さんでもご答弁願います。

議長～暫休致致します。(午前11時11分)

議長～再開致します。(午前11時12分)

3 番～先つき課長の説明ではその前の排水の面は、1応市が計画してやろうと云う事であつたが、検討した所市でやるのが妥当じゃないかと云う様な結論を出して、これ当然軍がやるべきだと云う事であると

云う様な答弁であります。それに付まして、それをやる為に軍並びに関係当局に対してどう様な処置を取られたかです。その交渉をやられたらその交渉の経過と処置の方をどう云つたか。と云う事を答弁願いたいと思つています。

建設課長～これに付ましては、軍の方で圖面をもらいに付いた時に、その排水の件が非常に悪いと住民からどういふ話があるのか。軍の方でもおしてもらえんかと云うような話も進めてありますが、具体的にどうしてくれというふうな事は話してありません。

3 番～市長がおられんもんだから答弁は得られせんが、軍に圖面をもらいに付いた事を云うのは1号線の工事が始つて後と云う事になる訳です。

建設課長～おなじやありません。

3 番～その前にもどういふ圖面をもらいに付いた訳ですか。

建設課長～その排水が悪いのでその辺一帯の圖面をもらいに付いた訳であります。その時にどういふ排水が悪いと云う事を話してあります。

3 番～軍と云うのは軍のどこでどういふ責任者でありますか。

建設課長～それはメストエンジニアでありますので、責任者ではおぼせません。圖面関係です。

3 番～係の方にそう云つた事をやつたという只話し程度ですが。

建設課長～圖面をもらつてその時に話してあります。

3 番～今度のかく強工事に伴いまして、あの排水が全然考慮に民衆の排水。或はその1帯の面を考慮に入れて軍道路面だけの設計並びに施行だ。と云う様な話は聞いておりましたが、圖面を見れば軍だけの軍道路路に対する排水と云う事が主だ。と云う事を聞いておりましたがその点確かめられた事があるかです。

建設課長～現地に行きましてその工事場でその工事監督者の新川と云う人がその監督をしておりまして、その人々話合をして、その内容を調査した訳であります。丁度その時圖面を併合せてないで現場の内容だけ聞いた訳であります。それでその内容によりまして今その圖面は2部しかないやうであります。それで1部は請負業者の方とそれからエンジニアの方には1つあるという事があります。それで工事内容は土面の改善と云う事を云うてありますが、大体路線の排水の緊急は新れた所を盛土するんだと云う事とそれから突進い

云う様な答弁であります。それに付まして、それをやる為に軍並びに関係当局に対してどうい様な処置を取られたかですね。その交渉をやられたらその交渉、経過と処置の方をどうやつたかと言う事を答弁願いたいと思つています。

建設課長～これに付ましては、軍の方に図面をもらいに行つた時に、その排水の件が非常に悪いと住民からこういう話があるのが眞の方でもなおしてもらえんかと云うふうな話しは進めてありますが、具体的にどうしてくれというふうな事は話してありません。

3 答～市長がおられんもんだから答弁は得られませんが、軍に図面をもらいに行つたと云うのは1号線の工事が始つて後と云う事になる訳ですね。

建設課長～そうじゃありません。

3 答～その前にもどう云う面の図面をもらいに行つた訳ですか。

建設課長～その排水が悪いためにその辺一帯の図面をもらいに行つた訳であります。その時にこうして排水が悪いんだと云う事を話してあります。

3 答～軍と云うのは軍のどこでどういう責任者でありますか。

建設課長～これはホストエンジニアでありますので、責任者ではありません。図面関係です。

3 答～係の方にそう云つた事をやつたという只話し程度ですか。

建設課長～図面をもらつてその時に話してあります。

3 答～今度のかく張工事に伴ひまして、あの排水が全然考慮に民側の排水或はその1帯の面を考慮に入れんで軍道路面だけの設計並びに施行だと云う様な話しは聞いておりますが、図面を見た場合にも軍だけの軍道路に対する排水と云う面が主だと云う事を聞いておりますがその点確かめられた事があるかですね。

建設課長～現地に行きましてその工事場でその工事監督者の新川と云う人がその監督をしておりまして、その人々話合をして、その内容を調査した訳であります。丁度その時図面を持合せてないで現地の内容だけ聞いた訳であります。それでその内容によりますと今その図面は2部しかないそうであります。それで1部は請負業者の方とそれからエンジニアの方に1つあるという事です。それで工事内容は土面の改修と云う事を云うてありますが、大体踏線の折れる所急に折れた所を盛土するんだと云う事とそれから交通あいま

まいの為に1部三又線に持つて行くとそれからパイプを通して排水をするんだと云う事を云っております。我々の方では今つかんでいるのはそういう状況であります。

- 3 番～前にもそういう問題が軍に提出られておるし、又さらに今度の排水面で大きな18インチのパイプを埋めてありましたが、それについてそれに住民の地域間の排水をそこに結ぶとか、そういう面の今まで全然そういう事を考慮に入れて実際図面を見た場合になつて居るんだが、それに対して前の住民からの要望が当局はキヤツチしておるし、その図面の設計の変更並びに施工の住民地区からも聞き入れるという面で要望した事があるかどうかです。その点前にも当局に対して、これは図面がそうなつておるから、早急に関係者のリーイーなんかに行つてこの図面の変更をやつて施行を住民地区からも排水も考える様にと要望してくれという事を申し上げてありますがどうなつておるかその点お聞かせ願います。

建設課長～工事施工の内容からしますと、道路そのものの改修と云う内容でございますので別に向こうに対してどうしてもらいたいと云う様な要望はしておりません。只内容がはつきりつかめないと云うとそれから通過交通の整理という根本的な改良だと聞いておりますので、要望も今の所してない状況であります。

- 3 番～工事の現場を見た場合には結局道路あいまの1面としてあの路面を上げて1番高い所は3尺以上も上がると云う話は聞いておりますが、そうとうの路面の変化を来たし住民地区との関係も出てくると思います。それに関して大きな排水こうを作つて、そして大きな18インチの土管を埋めて、そしてそこをそのまま住民地区から通る様な計画をせんで土管を埋めておる訳です。あな掘つて土管を埋めて又さらに上に土を全部おうているんです。しかし今の内に住民の所からのその排水を継がさんと、或は排水を今の内に経いおけば、そこに取り入れるんだが、そうじゃない限りおそらく軍でやるんだらうと云う事を現場の監督の方も云われているんだが、それに対して施工が終つてから施工してくれと云う要望より、現に工事を進めておる時に要望すれば、ある程度受けられるんじゃないかと願うんですが時期遅れと云う事になつたら後でいろいろと改善を要望しても軍としては設計の変更は出来んと思ふんですが、それ付まして、又と云う事になつた場合には困ると思ふんですが、これ市長はお分りじゃないですか、その面についてはもうすでに1ヶ月位前申位前申し出があつたと思ふんですが、市長はお分りですか。

建設課長～お話ししてあります。それでこの件に付まして時期が遅れたのは申し訳ないと思つておりますが、早急にその排水の件をリーイーと調整しまして排水がうまく行く様に努力したいと考えております。

- 3 番～この問題は1応市長から確答を得たいと思ふんですが、

議長～暫休憩致します。(午前11時20分)

議長～再開致します。(午前11時21分)

議長～只今の存で関連質問ありませんか。

5番～路面は今の路面より上ると云うような話を関係局ではうわさされていますが上るんですか。

建設課長～大体今の所は2尺位いと聞いております。

5番～その2尺位上る地域はどの辺からどの辺までですか。

建設課長～病院側から大謝名に行く所に今まで油ランドリーの方で道路がちよつと折れておりますが、その折れた部分を盛ると云う事、それから34号線と1号線とのつながりが、今ちようど角になつておりますので、その分も2尺位盛ると、そう云うふうに聞いております。

5番～旧病院敷地の病院入口、為の附近からですか。

建設課長～そうです。

5番～あれからずつと三又路建設してまでですか。

建設課長～油ランドリー近辺で1尺5寸程度上でなめらかに盛めて行くと云う様な内容であります。

5番～2尺と云うのは大体平均ですか。

建設課長～2尺と云うのは、半地割の三又路近辺じゃないかと思ひます。向こうの説明では折れ目と云うような話しをしてありました。

5番～その道路改築のこう配に関する圖面を見られたことはありますか。

建設課長～それまだ見ておりません。

議長～外になければ進行致します。

3番～私の質問の中で1号線のかく張工事に伴う排水と云う面があります。が前に部落並に保健所の方から排水が悪いと云う面で施工の段階に来ておるんだが、これは百としてやるのが妥当じゃないと云う様な結論を出されたそうではありますが、それに付ましてこれは當然軍がやるべきだと云う事を結論出されたそうではありますが、それについてその後軍に折衝した事があるかどうかですね。市長はお伺いしたいと思つております。

議 長～暫休憩致します。(午前11時20分)

議 長～再開致します。(午前11時21分)

議 長～只今の件で関連質問ありますか。

5 番～路面は今の路面より上ると云うような話を関係局ではうわさされて
いますが上るんですか。

建設課長～大体今の所は2尺位いと聞いております。

5 番～その2尺位上る地域はどの辺からどの辺までですか。

建設課長～病院側から大謝名に行く所に今まで泊ランドリーの方で道路が
ちよつと折れておりますが、その折れた部分を盛ると云う事、それか
ら34号線と1号線とのつながりが、今ちようど角になつておりま
すので、その分も2尺位埋まると、そう云うふうに聞いております

5 番～旧病院敷地の病院入口、あの附近からですか。

建設課長～そうです。

5 番～あれからずつと三叉路越してまでですか。

建設課長～泊ランドリー近辺で1尺5寸程度上でなめらかに埋めて行くと云
う様な内容であります。

5 番～2尺と云うのは大体平均ですか。

建設課長～2尺と云うのは、字地酒の三叉路近辺じゃないかと思ひます。向
こうの説明では折れ目と云うような話しをしておりました。

5 番～その道路改築のこう配に関する圖面を見られたことはありませんか

建設課長～それはまだ見ておりません。

議 長～外になければ進行致します。

3 番～私の質問の中で1号線のかく張工事に伴う排水と云う面でございます
が前に部落並に保健所の方から排水が悪いと云う面で施工の段階に
来ておるんだが、これは市としてやるのが妥当じゃないと云う様な
結論を出されたそうではありますが、それに付ましてこれは当然軍が
やるべきだと云う事を結論出されたそうではありますが、それについ
てその後軍に折衝した事実があるかどうかです。市長にお伺いし
たいと思つております。

市長～軍用道路のすじの側こうや排水について問題はずいぶ前からも
つともこれがひどかつたのや水についは問高答学校の前あから
つとまず。それで今出たて軍のやの普天間の高答学校の場かと云ふ
一さんとずい分もんで軍のやの法は丁度布令の17号を利用するのみ
な事でありますが、向うがやなればストインジニ了の今よつとやつて
する人がその資金を工事までにはこらには政府の補助事業としてやつて
よやく東側の工事までにはこらには政府の補助事業としてやつて
載いた訳ですが、今既の所からは政府の補助事業としてやつて
所のハウジングの前民書を出して同じ道を越して今軍用道路の排水
すが、これもこの設計書まで伝えて又同じ道を越して今軍用道路の排水
ました。その都計係も云うので、これも年度を越して今軍用道路の排水
ら弁務官の位もかかると云うので、これも年度を越して今軍用道路の排水
3ヶ月位もかかると云うので、これも年度を越して今軍用道路の排水
しやつた訳ですが、この外には伊佐の排水が、今3番の排水が、こう
かつた訳ですが、この外には伊佐の排水が、今3番の排水が、こう
やつておりますが、その外には伊佐の排水が、今3番の排水が、こう
再々軍に折衝したのが、伊佐の排水が、今3番の排水が、こう
空隊から流れ出る水が、伊佐の排水が、今3番の排水が、こう
込むと、それから今3番の排水が、伊佐の排水が、今3番の排水が、こう
あの停留所1帯に對する排水が、伊佐の排水が、今3番の排水が、こう
1市町村に對する排水が、伊佐の排水が、今3番の排水が、こう
水はどうなっているか知らんが、宜野湾ではこういう迷惑をかけない
思っているから住民地区にも、それから中部の市町村も聞くと
らいたいと云う事を立法院にも出したんですが、この前の新と
しかこれは沖繩市町村長会として出たんですが、この前の新と
と云うので政府にも軍に出したんですが、この前の新と
あつちこつちでそれを軍で見ると、どこかの4件取り上げられて
つたと云う記事を見ても、どこかの4件取り上げられて
ると云う記事を見ても、どこかの4件取り上げられて
るか、まだ調査はしていません。軍に當つてやつて来た、それか
らその1号線今特警隊の所から真志喜の前まで工事をやつて
すが、市に對して何の連絡も受けておられません。その設計もど
ておるか分らないので、前から課長といつしよに行つてお
がどうなつていないかを見て来ようと思つて、話はお聞き
ご承知の様で最近商業高校の問題や、その講義なんかで毎日
取り組んでおられて、そこに行く時間が許せないのでも、
計やその他その工事についての説明を軍から受けてない
つておられません。

3 警～市長の忙しい事は良く分りますが、その1ヶ月前、1応向うの工事
施工の現場に行きまして現場監督から直接聞いて全然住民地区の排
水を考へてないと云う事を聞きまして、早速向うの方に申し出て
おつた訳であります。すでに特警隊入口から始まりまして警察の
前まで工事は終つておる訳であります。終つた所は全部後は埋て現

状に戻してある訳ではありませんが、排水を考えた様な施工の状況でありまして、一面にもその必要はないと云う事でありまして、工事中ならある程度これに1日結ぶと云う程度の少しの金で出来る訳であります。工事が1日終りましてやつた場合にそうとうの費用が伴うもんだと思っておりますが、それに付まして早急にこれを手を打たなければ、工事施行後という事になつたら困ると思ひます。現特警隊入口から始まります、警察の所まで終つておる訳であります。ちようど今が部落の排水の一番悪い所の部分と合つておる訳であります。そこで部落の排水と結ぶ点で早めにしないと、只部落は路面も2尺から3尺上ると云う話しも聞いておりますし、そうした場合は、前以上に排水が悪くなると思ひます。所になりまして、それにつきまして市長さんは早急に軍に折衝して部落排水と結ぶという面で折衝してもらいたいと思ひますが、まだ1ヶ月過ぎておりますが、商業高校の面で忙しくて出来なかつたと云うことで出来なかつたと云う事になるんですが、然し早くしないと収集がつかんと思ひますが、それに付まして何日頃から折衝お始めになる考えでありますか。

市長～議事を1応明日で済ませますので、その議会でも済んだらすぐ行きたいと思つております。それから議会の開会前にも行けるなら明日朝でも行きたいと思つております。

3 番～今度の道路工事でその住民地区とのそういう排水の結びが可能であると云う覺通しがあられるかどうかですね。その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

市長～行つて見ないと分かりません。軍の工事の事ですから折衝して見ないと分かりません。

3 番～この場合には軍の排水と結び付られんと云う事になれば、当然これは今以上に排水面が悪くなるが市としてその処置をお考えになるという事は出来ないもんだかどうかですね。そのまま放認という形になるか今まで従来はこれは軍がやるべきもんだ。軍は軍のやるべき部分はすやかたずくと思ひますが、それに対してそこは住民地区がますます悪くなつた場合、これは当然軍がやるべきもんとして市はそのままやるもんだ。或は市として独自の立場でその場合には施在りされる考えであるかどうか。その点もはつきりしたいと思つております。

議長～暫休致します。(午前11時36分)

議長～再会致します。(午前11時38分)

市長～今軍がやるべき所として軍がやるんだが、それが悪い場合には？

3 答～悪い場合じゃない。結ばない場合ですよ。当然わずか3尺位いの排水を作つてあれに結ばば出来るものですね。軍は軍でやつて民の方は全然結ばないと云う事になればですね。当然市としてはそのまま放つておけないと思ふんですが、従来はこれは当然軍がやるべきもんだと云う面であつたんですが、しかし結果的には、民のものは取らないと思ふんですが、従来はこれは軍がやるべきだと云う面であつたやないと思ふんですが、しかし軍はそこに排水を設けておくと排水は今工事中であるが、それに結ばない場合には、当然前より以上に悪化すると思ふんです。現状はその場合には市としても別個に考える必要はないかと思ふんですが、それについてお伺いします。

市長～軍が排水工事をやるという意味ですか。

3 答～やらなければいかんじやないかと思ふんですが。

市長～軍用地内ですか。

3 答～そこはどこから引こうがですね。その地域は排水は考えなければいかんと思ふんですが。

市長～どうかつ好になつているか。又どう云う設計になつているか良く存じませんが、それも見て現地も又私専門家ではないんだから、工務課の方で見て善処したいと思つております。今の何は良くはつきりしませんが、今おつしやつてのは軍がやる様では悪いからそれを市でやり変えるかと云う意味ですが。

3 答～今軍がやつている工事はですね。民の排水は全然考慮に入れないで設計設計は出来ている。そこにおいて今何も折衝もしないでやつた場合には。

市長～軍の工事で住民に迷惑かけない様にやつてもらいたいと云う事を軍と折衝したいと思ふんですが。

3 答～今現在工事を施工しておりまね。これは軍道路を主に見て民間の排水は考えんで工事は図面もそういう面の設計図が出来て全然民の排水は考慮に入れて施工していると現在やつているのはそこにおいてその場合には、これが出来たあかつきには、ますますその住民地区ですね。話面も上るし、軍の排水は道路端からの排水だけと必とらえた場合には住民地区からの排水が全然出来ない様になつて、前より以上にその環境が悪化するという事になる訳であります。その場合には従来は当然市がやるべきもんじゃないやなくて、軍がやるべきだという様な結論を出しておられたんですが、しかし軍がやるべき工事を軍としては独自でこの排水工事をやつております。それに

継げないと云う事になればですね。当然これは市がやらなければいかんと思うんですが、その場合にはやられる意志があるかどうか、ということですか。

市長～当然市がやらなければならぬものはやる意志があります。それから当然やるべきものであるかどうかという事については良く調査もさせなければいけないと思います。

3 番～次に移ります。次は漁業権の問題と埋立計画について聞きたいという事ですが、先に去つた21日の議員の懇談会の席上で漁業権の問題を1応議員の間にも話し申し上げた訳ですが、その後漁民との話合の結果大体話しもつきまして漁民として埋立の場合には協力するから是非宜野湾の漁民に漁業権をあたえる様にしてくれと協同漁業権をあたえる様にしてくれと云う要望が出されて市長もそういう事をしようとする様な確約でやつた訳ですが、それについて漁民と市長間の話し合でそういう話合はまとまつたという事ですが、市長はそれを確認出来ますでしょうか。確認なされるでしょうか。

市長～はい。

3 番～話は進めますが、その場合に去る10日で1応協同漁業権と、定地漁業権の権利の提出期間がそういう提出期間が10日でありまして宜野湾の漁民としては1応協同漁業権が取れないものですから定地漁業権だけ出した訳ですが、その時にちょうど政府の案によります所の協同漁業権3号、北谷、宜野湾、浦添地域の協同漁業権の問題で提出日が9月10日ですが、我々は定地漁業権の提出を9月10日の3時にやつて、そして明日の朝協同漁業権は出したかどうかという事を課長は確認しなさいと云う事でありましたが確認した所その朝には出てないと云う様な結果で私は安心しておりましたが、去つた金曜日にちょうど用事で寄つて見たらすでに書類は政府の書類として9月10日付に受付られておると、出てない書類が受け付られてないという実状であります。それに付まして政府の方針としては、あくまでも北谷に対する協同漁業権をやろうと云う意志が充分の厚だという事が伺われる訳ですが、市長はそれに対してどうのお考えをお持ちかですね。政府はあたえるんだから仕方がないというお考えであるのか。どうかあくまでそれに対してあらゆる政治的手を打つてり止なさるといふ様な考えであるかですね。又その具体的方法がありましたらお願いしたいと思います。

市長～協同漁業権をあたえるか、あたえないかについては、これは権限が政府にありまして私としては宜野湾市の海を北谷の協同漁場に含めるといふ事は埋立事業の仕事もあるし、不賛成であると公聴会にも申上げるし、それから先月の26日27日ずつと関係の水産課か

お海合りをたしと
 を野郎お娘き仕
 事宜同て区行近
 うの鶴のて候り
 いての聞てしとか
 とし谷もしにすか
 う民を軍鳩様い早
 上のこいのちと事
 ら薄、と合も向仕
 も野とい組て休う
 しにたや橋外らう
 外日しじの除かこ
 除7有当谷をれば
 での保道北れそめ
 し月とはをこ、済
 会今つ時れ、すき
 お又ずうこてまで
 部消でいもしり会
 全、民とで止お時す
 りす、漁るまうて、ま
 う通まのえとぼつがり
 一り薄たどを思いお
 畏あ野あ、事うなて
 周て宜にでるこ来つ
 将しは城のす、出屋
 経し海漁す定とてうの
 ら話の、ま鼓いくこ

し対がはうをに1根でもまい降受事をはいお方とてう止
 対にす際い況民、が件民りと以の、ばえとらとんぼそ
 に市ま突と状漁がうな漁おれ日附がう考る何うか前、ば
 のつりきといのすの特、てく0既んどう考る、よいか、か
 る野ある六付海ま向うすうて1は向いたすをば、とけ
 あ宜であて受野りといまいし月長まにと打またれ要請だ
 で、事て付て宜おんとりもに9市来すたをしあけ必決局
 日がうし受つててさかお事来て、出ま海手をなけ必決局
 0んい了だ行しつ出るてうをいてはえ海手なをたがの温
 1らと完まにそなをす来い動ついで考ういい止請成
 月知たを、課、にれうてと行につるのいう願漁うの、
 9もつ付ら産る様こどうると面いれ私とどおで候会が
 がかあ受た水おす、い困市の面入、うはく針を請する
 間たが0し私て出すがてはてそをてよ長し方れば、
 期わい1ら際れをまいし々し、いししえ市る定と成んで
 付さ願月た突さ海りなと我頼がとば対たてよ馬で、うさ
 受出おりし、付名おけ附は信すまちにのしらは面れ原考か
 のにの合が受をて歩取にをて付く津を対たうすとおる
 登2意す問ま付諸之海車場もるにわい請れま向うかるいら
 の1には話ありはおた様つまで0、るで、か、か、もい
 權は日て話あり1方てつたなくし1はお針ががんとてなえ
 權成1い電で1方てつたなくし1はお針ががんとてなえ
 權か1お朝う月た見まみうあはをてて方す法せざるをして考
 の日のにのそりなとし迫そしい願しつ定ま方まお考と要な
 今1月附日おらみ書つき方しおをにうまお針を請はよ
 の月はし1だみても詰つき方しおをにうまお針を請はよ
 谷9てか月取せしのをつ當が事出のがまつ具えてうねう求
 北てしし9返見対つ利1非するに付突く持う考針いすい出

3 音〜

12番～漁業権がありますからですね。

市長～埋立は許可されないと。

12番～埋立も許可されて漁業権も許可されたという事になる訳です。

市長～だから今そこを漁場からは除外してもらいたいとかという事を折衝している訳です。

12番～つまり市長さんのお考えは漁業権を与えないでほしいという趣旨ですか

市長～漁業権というのは漁場としての地域を除外してもらいたい権利はこれは個人から政府に出してするんですよ或は組合なんかは組合で獲得するんですよ、それを私があたえるんじやありませんよ。

12番～政府があたえるもんです。市は埋立する漁業権は向こうは持っているというふうになればそこに。

市長～漁業権は持つておつても、それを漁場地域外にしてしまえばですね、埋立をする地域はですね。

12番～今の問題は漁業地域にしてもらいたいという何じやないですか。

市長～北谷の組合を指定された第3号の地域から除いてもらいたいという話なんです。漁場としては除いてもらいたいという何んです。

3番～漁業権の問題は大体その位で終わりますが、しかし問題は将来埋立という事がございまして、それに先程12番さんから権利を与えるなどの問題も出ておりますが、民法の162条によりますと20ヶ年以上所有の意が志を以つて占有した場合には、その所有権を取得するという様な良法がございまして、すでに生活権というのが生じております。しかしそうなる場合にはその権利の争いというのは、いかにして今まで生活している連中と話し合つてスムーズに埋立の場合に協力させるというのが今後の市の取るべき態度じやないかと思つて居ますが、そこに他村の権利が突つた場合に、ますます埋立という場合に困難をきたすという事が突つて第1段階として私その他村に権利を取らずという今の政府の計画をいかにしてそ止するかというのが我々にあたえられた大きな使命ではないかと思つて居ます。それについての自治会長さんとかともタイアップして是非そのそ止の面について今後早めに手を打たんと取返しがつかん結果になるんじやないかと思つて居ますので、執行部の方のもう少し積極にその面に取り組んでももらいたいと思つて居ます。

市長～先きう番議員から政府の方への折衝経過については書面をもつて提出するようにしたいと思います。

12番～漁業権がありますからですね。

市長～埋立は許可されないと。

12番～埋立も許可されて漁業権も許可されたという事になる訳です。

市長～だから今そこを漁場からは除外してもらいたいとかという事を折衝している訳です。

12番～つまり市長さんのお考えは漁業権を与えないでほしいという趣旨ですか

市長～漁業権というのは漁場としての地域を除外してもらいたい権利はこれは個人から政府に出してするんですよ或は組合なんかは組合で獲得するんですよ。それを私があたえるんじゃないやありませんよ。

12番～政府があたえるもんです。市は埋立する漁業権は向こうは持っているというふうになればそこに。

市長～漁業権は持つておつても、それを漁場地域外にしてしまえばですね。埋立をする地域はですね。

12番～今の問題は漁業地域にってもらいたいという何じやないですか。

市長～北谷の組合を指定された第3号の地域から除いてもらいたいという話なんです。漁場としては除いてもらいたいという何んです。

3番～漁業権の問題は大体その位で終わりますが、しかし問題は将来埋立という事がございまして、それに先程12番さんから権利を与えるなどの問題も出ておりますが、民法の162条によりますと20年以上所有の意思を以つて占有した場合には、その所有権を取得するという様な民法があります、すでに生活権というのが生じております。しかしそうなつた場合にはその権利の争いというのは、いかにして今まで生活している連中と話合つてスムーズに埋立の場合に協力させるというのが今後の市の取るべき態度じやないかと思ふんですが、そこに他村の権利が入つた場合に、ますます埋立という場合に困難をきたすというのが事実であつて第1段階として私その他村に権利を取らすという今の政府の計画をいかにしてそ止するかというのが我々にあたえられた大きな使命でないかと思ひます。それについての自治会長さんとかともタイアップして是非そのそ止の面について今後早めに手を打たんと取返しがつかん結果になるんじゃないかと思ひますので、執行部の方のもう少し積極的にその面に取り組んでももらいたいと要望して、この質問を終りたいと思つております。

市長～先き3番議員から政府の方への折衝経過については書面をもつて提出するようにしたいと思います。

3 番～那覇市の水道問題でございますが、その後4ヶ月前からの問題で一応特別委員会を持つて調査し、その地域からの補償も取つてくれという要望があつて、それに対する議工委員会の議を経過からい多つて、そのたび毎に那覇市とも話し合つて那覇市としても一応そういう面でも話を受けようと何日でも宜野湾市が、委員をあげて折衝するなら何日でも話しにら応じますという面ですつとやつて来た訳であります、問題は住民からの要望とかいうのが出そろつてなかつたという事もあるけれども、今はこの相当資料も整えておるという事になつておりますが、しかしこれは収用期限によります所の公有水面です、この分が市に属する分でもこれが期限がすでに切れておると、或は市有地の場合には60ヶ月前でもんですから、まだ期限があると思つて、しかし市の管理下である公有水面はすでに契約期限は切れておると、この面の更新も是非きつかけにして話を進めて、この水という問題をとり上げて今那覇市の方では昨日のラヂオ放送を聞きまして、宜野湾市もすでに権利を取つて所の地域の開発をやるんだというラヂオ放送を聞きまして、今議会に出してあるという事で、私けさ事務局の職員を使ひまして議案をもらひましたら、那覇市の水道事業拡張工事業に対する起債を起す事についてという中に、那覇市の議案第17号、それが議案第18号起債をする事についてという中に今まで放棄しておりました、新川とかそれから照屋川、新起債を議会に提出されておりました、それで前もつてそういう折衝をさせ、主が宜野湾市でこういうものは前の収用令とか、そういうのにつかかまして、那覇があの契約当時の4分-6分とか、或は7分-3分とか、かような歩合で取つていたのが全面収水しているというような違約面なども折衝して解決して行く必要があると思つて、我々がそういうふうには水の問題があり、関心がない様に見られたためか、現在宜野湾市においては自分の水は只で那覇市に上げて市民は高い水道公用水を買つて、現状で自己水取という大きな水道計画を打出している手前、是非その面で充分那覇市と話し合つて解決しなければいかん問題だと、思つて、過去において委員を出して是非あの面の折衝をしたと、水道問題を折衝したいという事だつた、たびたび議会から要望してありますが、今までそういう様な機関が出来なかつた理由です、それをお聞かせ願ひたいと思つております。

市長～只今の問題については4～5ヶ月前からの問題で一応奥里課長の所にどう困つた事があるがそれが利用がどの位であるかを調査をしてその資料を整えるのを、先だといふので、それをアンケートしたりなんかして資料を整えて、その後奥里課長に、それが移つてからこれからの進め方については、これは担当課長としても出来ないといふので、その資料は私の所に今預けられております、折衝の方法も那覇市の方には向こうに申し入れをしたら、たしか去年の11月頃か委員も近く作つて話を進めるといふ事は聞いておつたんですが、その後それがなくて、この前助役が来てこの区画整理にマッチする様な那覇市の水道の配

3 番～那覇市の上水道問題でござりますが、その後4ヶ月前からの問題で一応特別委員会を持つて調査し、その地域からの補償も取つてくれという要望があつて、それに対する経工委員会の審議経過からいゞつて、そのたび毎に那覇市とも話し合つて那覇市としても一応そういう面でも話を受けようと何日でも宜野湾市が、委員をあげて折衝するなら何日でも話しに応じますという面ですつとやつて来た訳であります、問題は住民からの要望とかいのが出そろつてなかつたという事もあるが今においては相当資料も盛えておるといふ事になつておりますが、しかしこれは収用期限によります所の公有水面ですね。この分が市に属する分これが期限がすでに切れておると、或は市有地の場合には60ヶ年だもんですから、まだ期限があると思つてますが、しかし市の管理下である公有水面はすでに契約期限は切れておるといふ面の更新の面も是非きつかけにして話を進めて、この水という問題を取り上げて今那覇市の方では昨日のラジオ放送を聞きまして、宜野湾市もすでに権利を取得する所の地域の開発をやるんだというラジオ放送を聞きまして、今議会に出してあるという訳で、私けさ事務局の職員を使いまして議案をもらいましたら那覇市の上水道事業拡張工業に対する起債を起す事についてという中にもありますが、その前に水道施設拡張工事継続事業とすることについてという那覇市の議案第17号、それが議案第18号起債をする事についてという中に今まで放棄しておりました。新川とかそれから照屋川、新里川ですか。そういうものの開発と並びに拡張工事をやるという様な起債を議会に提出されております。それで前もつてそういう折衝をさせて主権が宜野湾市でこういうものは戦前の収用令とか、そういうのにひつかけまして、那覇があの契約当時の4分-6分とか、或は7分-3分とかいふ様な歩合で取つていたのが全面収水しているというような延約面なども折衝して解決して行く必要があると思つてますが、我々がそういうふうな水の問題があり、関心がない様に見られたためか現在宜野湾市においては自分の水は只で那覇市に上げて市民は高い水道公社の水を買つている現状で自己水源という大きな水道計画を打出してはいる手前是非その面で充分那覇市と話し合つて解決しなければいかん問題だと思つてますが、過去において委員を出して是非あの面の折衝をしたいと、水道問題を折衝したいというような事たびたび議会から要望してありますが今までそういう様な機関が出米なかつた理由ですね。それをお聞かせ願つたいと思つております。

市長～只今の問題については4～5年前からの問題で一応奥里課長の所にどういふ困つた事があるがそれが利用がどの位であるかを調査をしてその資料を盛えるのを真先だといふので、それをアンケートしたりなんかして資料を盛えて、その後国吉課長に、それが移つてからこれから先きの進め方については、これは担当課長としても出来ないといふので、その資料は私の所に今預けられております。折衝の方法も那覇市の方には回ころに申し入れをしたら、たしか去年の11月頃か委員も近く作つて話を進めるといふ返事は聞いておつたんですが、その後それがなくて更にこの前助役が来てこの区画整理にマツチする様な那覇市の上水道の配

管はしたいからという甲入れに来ておりまして、その場合にも私も
前からの問題でいる契約を申し上げました、山が、おるから、これも
処理してもらいたいという事をいつておりました、今既には後行きの
と、この問題を上げて処理して

3 番～只今の答弁は警視機関でこれを上げるといお話ですが、警視機
関での分野に属するとい事になりすか、前はあつた警視機、関の場
合にはその問題を考慮にないとい助役とのつきりした答弁がありま
したが、その分野を上げておる訳ですか、あの警視機、関の場合に明
場合にこれを考慮に入れてないとい事はつきり答弁は得ております

市長～一応今度の警視機関が出来ますので、そこでもしこれがどうしてもそれは
以外にその関係者だけで特別委員会が必要であれば作る事にして一応は
建設の警視委員会にこの問題を検討してもらつたところ思つております

3 番～今那覇市に提案されております所の水道計画でございますが、その中に
今まで取つてない所を更に取り或はオーグムパーなんかも、もつと取
口を大きくしたという様な面の工事計画である様であります、それに
ついて市長さんとしてはあくまでもこれは取用令の範囲だから仕方が
ないというお考えであるかですね、

市長～市長として仕方があるなくは今決定しておりません、一応この問題全部
いつしよにして今度確足をいそいでおる警視機で良く検討したいところ
思つております、

10 番～今3番さんの質問の中から那覇市が宜野湾市の中にある水取地の確保のため
に起債をするという様な件がございましたが、この問題については私が
宜野湾市においても最も大きな問題であると思つておりますので、当分はすぐ
那覇市に行かれてどういふふうに進めるか、それを究明していただきたい
と思つております、

3 番～進行します、那覇市の問題はすでに那覇市においては第1次大工事、第
2次大工事として計画を進めまして第1次大工事においては85,000\$、或
は第2次大工事の27,000\$を計上して宜野湾市一帯の水の配給工事をした
いという様な計画です、起債をやる段階にきて提案に出ている現状であ
りますので、その面充分なる対策を請じて処理してもらいたいと御委員
申上げておきます、次に進みますが、都市計画の進捗よく状況を説明し
てもらいたいという事でもあります、この問題は今まで都市計画区域の
決定を待まして、大体都計にかかるところ或は建築をしようと思つたが、そ
こに対して建築は出来ないという面で、そつうの規制を受けまして自分
の家はばうふうにはいえがたいが、道路にかかると後は建築は出来ない

管はしたいからという申し入れに来ておりましたが、その場合にも私し
前からの問題でいろいろ契約にそむいた様な事が沢山あるから、これも
処理してもらいたいという事を申し上げましたが、それも是非やります
という事をいつておりました。今度は今後特別機関として充足される健
設審議会で、この問題を取り上げて処理して行きたいところ思つてお
ります。

3 番～只今の答弁は審議機関でこれを取り上げるというお話ですが、審議機
関のどの分野に属するという事になりますか。前にはあの審議機関の場
合にはその問題を考慮にないという助役とのはずきりした答弁がありま
したが、この分野に入つておる訳ですか。あの審議機関の場合に説明の
場合にこれを考慮に入れてないという事ははずきり答弁は得ております

市 長～一応今度の審議機関が出来ますので、そこでもしこれがどうしてもそれ
以外にその関係者だけで特別委員会が必要であれば作る事にして一応は
建設の審議委員会にこの問題を検討してもらつたところ思つております

3 番～今那覇市に提案されております所の水道計画でございますが、その中に
今まで取つてない所を見に取ると或はオーグムパーなんかも、もつと取
口を大きくしたという様な面の工事計画である様であります。それに
ついて市長さんとしてはあくまでもこれは収用令の範囲だから仕方がな
いというお考えであるかですね。

市 長～市長として仕方があるなくは今決定しておりません。一応この問題全部
いつしよにして今度充足をいそいでおる審議会で良く検討したいところ
思つております。

10 番～今3番さんの質問の中から那覇市が宜野湾市の中にある水源地の獲得のため
に起債をするという様な件がございましたが、この問題については我が
宜野湾市においても最も大きな問題であると思っておりますので、当局はす
那覇市に行かれてどういうふうに進めるか、それを究明していただき
たいと思つておる。

3 番～進行します。那覇市の問題はすでに那覇市においては第1次工事。第
2次工事として計画を進めまして第1次工事においては85,000\$。或
は第2次工事の27,000\$を計上して宜野湾市一帯の水の開発工事をした
いという様な計画ですに起債をやる段階に米て議案に出てる現状であ
りますので、その面充分なる対策を構じて処理してもらいたいと御要望
甲上げておきます。次に進みますが、都市計画の進ちよく状況を説明し
てもらいたいという事でありまして、この問題は今まで都市計画区域の
決定を待まして、大体都計にかかる所或は建築をしようと思うが、そ
に対して建築は出来ないという面で、そとうの規制を受けまして自分
の家はばうふうには配えがたいが、道路にかかるが後は建築は出来ない

というふうな状況で何日着工出来るか、非常に迷つておる状態でありまして全面的に設計の段階から建設の段階という様な所まで来ておるんじゃないかという様な住民は非常に期待しておりますが、その辺まで進んで計画は計画実施は実施として下さいとやられるお考えであるか。或は計画の出来ておる部分から数字でも計画に移すお考えであるかどうか。どういう面までその工程が進んでいるかというのは非常に我々としても、前の桑江さん時代はすぐよく年からも出来るんだという様な印象を受けて住民はそういう勝伏期待をしてしてやりましたが、2ヶ年も3ヶ年も経過した場合には住民としては非常にそこに対して協力というのが実施の段階に協力というのが薄れてくるんじゃないかと思っておりますが、それについてどういう当りまで、この都計が進んでおるかですね。市長さんの今までの答弁によりますと都計にはすでにタウチしておるんだという様な事もたびたび答弁も受けておりますが、実際目に見えて工事が施行される様な状況は何日頃であるかどうか、その面について一応御答弁願いたいと思っております。

市長～今までに都計で一生懸命にやつておるのが、プラのいわゆる計画の決定でありましたが、これは去つた8月先月25日で決定されましたので、所がこれまだ告示になつておりませんので近い内に告示されると思ひます。先も申し上げましたが、告示になる前に一応事業としては政府の方で去年もやつたんだが今度は事業としては政府の方で去年もやつたんだが、今度は事業としては組合の前から石ジャ一稿までの排水路と歩道をやつてもらふ様にしております。今日もその件で出張所からも見えました。去年は1昨年の事業が去年まで持ち込んで、これの継続の事業は出来なかつたのでありますが、軍道路に面しておる為に軍の許可を受けるのに非常に長びくから一応軍の方への工事の申請を早めに提出させてもらふ様にしてという事を、その出張所長もそういう事で来ておりました。現段階では今この排水工事の排水と歩道の準備に一生懸命に現段階はあります。向その外にも一設土木では青小堀の方にもありますけれども、それと次に来る今のお話最も区画整理に関する問題じゃないかと思ひますから、区画整理事業の計画をして認可を受けるのが次の4月であります。本年度内で大体認可を受けられる様にして行きたいというふうに考えております。そしてその認可が来てから又いわゆる事業というものにかかるといふ訳であります。

3番～非常に役所仕事は複雑のものと聞いておりますが、今4月の25日で大体都計審議委員会が開かれて告示の段階だと話は聞いておりますが、課長さんの話によるとすでに区画整理の第1期工事の計画は出来て提出の準備は全部完了しておるという話も聞いておりますが、しかし提出の準備は出来ていてどうして提出やらんかという事を聞きましたら告示をされないから出来ないというんですが、しかしこれはあえて提出してから政府が内容を検討するというより、前もつて提出しておいて告示と同時にこれもすぐ出来るという様な方法で自然的にも、そういう提出が出来んもんかですね。あくまでも告示をもつて向こうの計画を受付けるとい

うもんであるか。或は課長さんのこの話合ではもうすでに区画整理の申請書類は全部完備しておりますが、完備してその段で、告示して、おいても何りな思いますが、どうせ提出して向こうで、告示して、おいて来ておりますので、都計がですね、その間に検討してもらい、又認可と、それと同時に都計も認可の方法が出来ないから、これから事業計画を立て、同時に職員の間でやるんだというよりは、事業計画を充分立てて、この認可と同時に職員の間で着手出来る様な手配は出来ないものであろうか、その点も問題もあると思いますが、そういう様な、どうして書類も完備してねかしておくかどうか、政府は受付ないという訳でありますか、受付、正式に文書は受付なくても一応提出して検討させる手配は出来ないものであろうか、あんまり役所の事情は分りませんが、その点お聞かせ願いたいと思っております。

建設課長～只今の御質問にお答えします。現在都市計画と区画整理を同時にやっておりますが、区画整理も大体今年職員の方が申された様に大体出来上りつつあります。それで早急に提出する準備を進めておりますが、先程申されました。マスタープランその認可との関係も実際上ある訳であります。それで尚認可申請の中においても減歩という問題もあるので、尚少々検討する所があるというふうに考えておりますので、出来れば早急に提出して政府の方の意見も充分聞いて検討して載くというふうにやりたいと思っております。

3 番～文書で提出する前に早くこの認可を早めるために自然的にですね。正式書類で文書でなくてこういう計画が出来ておるから検討してくれという様な文書~~2~~面ですね。それを政府に検討させてありますか。

建設課長～これは計画は向こうとは再三にわたつて、そのつどやつてはおりますけれども実際問題として、そうとうの事業量でありますので、尚向こうも検討しておるし、こちらも尚充分整備しておるといふような状態です。

3 番～問題は部分的にも出来上り次第ですね。政府にも検討してもらいましてその書類が完備してすぐ提出すればすぐ認可なるんだという面の自信を得るまで書類を整えてから提出して、それから向こうが検討するというよりは自然的に部分的でも出して検討させるがら、それで書類を完備してやれば早くなるんじゃないかと私は素人の考えであります。そういう方法は出来ないもんかどうかという事です。

建設課長～一応そういう方向にして1日でも早く出来るようにしたいと考えております。

議長～暫休憩いたします。(午後12時30分)

うもんであるか。或は課長さんのこの話合ではもうすでに区画整理の申請書類は全部完備しておりますという事ではありますが、完備してそこにおいても何もならないと思っておりますが、どうせ提出して向こうで、告示の段階に来ておりますので、都計がですね。その間に検討してもらいましてそれと同時に都計も認可出来る方法が出来ないもんであるか。又認可と同時に事業に着手する様に認可がなつかから、これから事業計画を立ててやるんだというよりは事業計画を充分立ててこの認可と同時に事業も着手出来る様な手配まで出来ないもんであるかどうか、その点職員の問題もあると思っておりますが、そういう様な、どうして書類も完備してそこでねかしておくかどうか。政府は受付ないという訳でありますか。受付。正式に文書は受付なくても一応提出して検討させる手配は出来ないもんであるかどうか。あんまり役所の事情は分かりませんが、その点お聞かせ願いたいと思っております。

建設課長～只今の御質問にお答えします。現在都市計画と区画整理を同時にやっておりますが、区画整理も大体今年職員の方が申された様に大体出来上りつつあります。それで早急に提出する準備を進めておりますが、元程申されました。マスタープランその認可との関係も実際ある訳であります。それで向認可申請の中においても減歩という問題もあるので、向少々検討する所があるというふうに考えておりますので、出来れば早急に提出して政府の万の意見も充分聞いて検討して載くというふうにやりたいと思っております。

3 番～文書で提出する前に早くこの認可を早めるために自然的にですね。正式書類で文書でなくてこういう計画が出来ておるから検討してくれという様な文書で面ですね。それを政府に検討させておきますか。

建設課長～これは計画は向こうとは再三にわたつて、そのつどやつてはおりますけれど実際問題として、そうとうの事業量でありますので、向向こうも検討しておるし、こちらも尚充分整備しておるというふうな状態であります。

3 番～問題は部分的にも出来上り出来ですね。政府にも検討してもらいましてその書類が完備してすぐ提出すればすぐ認可なるんだという面の自信を得るまで書類を整えてから提出して、それから向こうが検討するというよりは自然的に部分的でも出して検討させながら、それで書類を完備してやれば早くなるんじゃないかと私は素人の考えであります。そういう方法は出来ないもんかどうかという事です。

建設課長～一応そういう方向にして1日でも早く出来るようにしたいと考えております。

議長～暫休憩いたします。(午後12時30分)

議長～再開いたします。(午後2時18分)

議長～午前引続き一質問をおこないます。次は5番議員からお願いします

5番～質問いたします。プリントで配られた質問事項の1に対してはすでに配布された現金に関する調書。これが私の質問に対する説明だと受取っております。そこでそれに関連して2～3質問いたします。収入役と前収入役との事務引継は何日なされたか、その日付をお願いします。

収入役～ここに書いてあります様に1月3日であります。

5番～これに立会した方はどなたでありますか。

収入役～市長であります。

5番～次は2番目の質問に移ります。住居宅すべての建築工事を計画している市長は自分は建築をしようとしておる場所に乗じて建築が出来ないのか不明のために或は又建設課から、そこは作つてはいかないかというふうに事実止められたケースもあります。そういった様な事情で関係者は不当なこう束を受けておるとそういうふうな立場から非常に不評な声が多いのであります。そこで一般市民がこういう所はやはりどうなつていくかというふうな質問を私で受た場合には、それなりに説明して上げなくちゃいけませんので、議会のたんに同じ様な質問をしておる様な訳であります。そういつた事情から更に今会の議会でもこの件を取り上げた訳でございます。(イ)の事項これは字くを訂正します。都市の認定となつておりますが、認可に訂正いたします。都市計画の時期は現時点においていつ頃を予想されているか。都市計画のいわゆるマスタープラン。この認可申請がなされておりますが、これは認可されたんですか。まだですか。

建設課長～区画整理はまだであります。

5番～そこで大体何時頃までには認可がなるだろうといふつた。おそろく当局でも予想というのがあるはずであります。この予想は何時頃大々現示しておられますか。

建設課長～審議会が26日に終つておりますので、近々の内には認可が降りるんじゃないかと思ひます。

5番～近々というのはもつと具体的に大体何月頃これは、あくまで私は予想という前提ですからあなた方も予想で良いです。

建設課長～今月一杯にはお願ひ出来るんじゃないかと思ひます。

議長～再開いたします。(午後2時18分)

議長～午前に引続き一設質問をおこないます。次は5番議員からお願いします

5 番～質問いたします。フリントで配られた質問事項の1に対してはすでに配布された現金に関する調書。これが私の質問に対する説明だと受取っております。そこでそれに関連して2～3質問いたします。現収入役と前収入役との事務引継ぎは何日なされたか、その日付をお願いいたします。

収入役～ここに書いてあります様に1月3日であります。

5 番～これに立会した方はどなたでありますか。

収入役～市長であります。

5 番～次は2番目の質問に移ります。住居宅すべての建築工事を計画している市長は自分は建築をしようとしておる場所に果して建築が出来るのか出来ないのか不明のために或は又建設課から、そこは作つてはいかないというふうに事実止められたケースもあります。そういった様な事情で関係者は不当なこう束を受けておるとそういうふうな立場から非常に不測な声が多いのであります。そこで一般市民がこういう所はやはりどうなつていのかというふうな質問を私で受た場合には、それなりに説明して上げなくちやいけませんので、議会のたんに同じ様な質問をしておる様な訳であります。そういう事情から更に今会の議会でもこの件を取り上げた訳でございます。(イ)の事項これは字くを訂正します。都計の認定となつておりますが、認可に訂正いたします。都計の認可の時期は現時点においていつ頃を予想されているか。都市計画のいわゆるマスタープラン。この認可申請がなされておりますが、これは認可されたんですか。まだですか。

建設課長～区画整理はまだであります。

5 番～そこで大体何時頃までには認可がなるだろうといふつた。おそらく当局でも予想というのがあるはずであります。この予想は何時頃大体見透しておられますか。

建設課長～審議会が26日に終つておりますので、近々の内には認可がおりるんじゃないかと思ひます。

5 番～近々というのはもつと具体的には大体何月頃これは、あくまで私は予想という前提ですからあなた方も予想で良いです。

建設課長～今月一杯にはお願い出来るんじゃないかと思ひます。

5 番～大体おそくとも米月一杯には認可になる見込しですね。10月までには出来る訳ですね。それから区画整理事業の着工時期は何日頃になりますか。これも見込して結構です。

建設課長～区画整理の工事着工であります。米年度の6月位からは工事が着手出来るんじゃないかと思えます。

5 番～65年の6月ですか。仮りに米年の6月頃から着工出来るだろうという予想はこれその前に認可がなくちやいかん訳ですね。認可は大体何時頃見込しされておりますか。区画整理事業そのものに対する政府の認可、それは何日頃までに大体予想されますか。

建設課長～8月か9月位になると思えます。

5 番～それからこの問題の最初私が甲上げました様に、知らないために、いわゆる不安がある地主はそして知らないために不当な処分を受けるといういわゆる誤解を持つておる。結局やはり知らないよりは市民に対しては知らせた方が良いというふうに私は思っておりますが、実際にいろんな会合なんかで都市計画の問題が話題に上つた場合には、とにかくなぜ市当局は知らせないのかねといった様な不満が多い訳であります。先きの説明から大体想ぞう出来ますが、ほとんどすべての関長書類は出来上つているというふうな話してもありました。そこで地番が打たれたいわゆるその凶面では、自分の土地はどこであるかという事を分る程度拡大された凶面そういつたいいわゆる凶面を区の事務所に行つて或はその他適当な場所に行つて、この凶面を前にして説明してもらいたいというふうな市民の希望もありますが、当局自体のお考えはどうでありますか、そういう市民の要望があるうがなかろうが、当局自体のお考えはどうでありますか。

建設課長～これは5番さんがおつしやる様にごもつとだと考えております。それで市の万といたしましては今大きい凶面が1部しかございせんので。それを複製出来る様に今準備しております。それでこの大きい凶面を複製する様にして、それで出来れば、それを外部に持ち出して説明したり又1時おいておつても見て載たくということも出来る様に今準備しておりますので、それが出来ましたら一応各区各にでも回つて説明会を持つというふうに考えております。

5 番～この凶面の複製は大体何日頃までに出来上る予定ですか。出来たらやるというふうな話しは分る様で分らない様でじや何時頃出来ますか。

建設課長～後1ヶ月位では出来るんじゃないかと考えております。

5 番～後1ヶ月位いですね。

建設課長～といいますのは、現在複製出来る様なマイカーという原紙がありますので、そのマイカー原紙によつてやる訳であります。

5 番～それじやこのプリントには書いてありませんが、元程の3番議員に対してなされた説明の中で区画整理事業の認可申請手続きは、都市計法のマスタープランそのものの認可申請手続きに対して認可がなちや出来なないといつた様なそういう前提条件みたいな事をいわれておりましたが、区画整理事業そのものは都市計画があろうが、なかるうが都市地域の指定を受けた場合には出来るんじゃないですか。

建設課長～その件でございますが、都市計画の方法といたしまして、これを実現するために区画整理をするんだという基本構想の下に法律の都市計画の地域内もしくは区域内が決定されて始めて都市計画が出来るといふうにうたわれておりますので、都市計画区域が決定して区画整理が出来るといふように断っている訳であります。

5 番～そうすると都市区域はまだ決定されていない訳ですか。

建設課長～都市計画区域の市街計画の決定でありますので、この25日の審議で決定するんじゃないかと思ひます。それともう一つ区画整理、都市計画の中で区画整理をするんだというふうに都市計画の中で区画整理をするんだというふうに区画整理の決定というのをして、その中で事業化して行く訳でありますので、区域決定というのが完全に決定されて後に事業になる訳であります。

5 番～ですから区域は決定していますか、しているせんか。

建設課長～区域は25日に審議されておりますので、近く決定されると思ひます。

5 番～建設課長に対する質問はこれだけです。次3番目に移ります。中部商業高校の建設用地の取得を目的として当局は起債を準備している様は何つております。これは財政法の第12条で明らかに不可能であるという事が明確であります。それにもかかわらず当局がこの取得財源に起債をもつて当てようとしている考は、いかなる根拠に基づくものであるか、もし当局がそういう方針を持つていなかつたとするならば、そういう一応方針がなかつたかどうか、その辺までも付け加えて御説明をお願いいたします。私の説明は当局はそういう方針を持つているという前提で質問されますが、もし仮りに答弁の中にそういう方針はなかつたという答弁されるんだつたら、あつたかなかつたかのけじめもはつきり、又改めた形の答弁でお願いいたします。

市長～政府立の中部商業高校の敷地を購入するその代金を支払うという事はあきらかにおつしやる様に財政法に反すると思ひます。これについては一応市の公有地として購入して今度の予算の2万4千4百\$分は市の方から政府の方に売る。そして残りの分は年に政府の予算を獲得して、

建設課長～といますのは、現在複製出来る様なマイカーという原紙がありますので、そのマイカー原紙によつてやる訳であります。

5 番～それじやこのプリントには書いてありませんが、先程の3番議員に対してなされた説明の中で区画整理事業の認可申請手続きは、都市計画のマスタープランそのものの認可申請手続きに対して認可がならなくちや出来ないといった様なそういう前提条件みたいな事をいわれておりましたが、区画整理事業そのものは都市計画があろうが、なかろうが都市地域の指定を受けた場合には出来るんじゃないですか。

建設課長～その件でございますが、都市計画の方法といたしまして、これを実現するために区画整理をするんだという基本構想の下に法律の中都市計画の地域内もしくは区域内が決定されて始めて都市計画が出来るといふようにたわれておりますので、都市計画区域が決定して区画整理が出来るといふように解している訳であります。

5 番～そうすると都市区域はまだ決定されてない訳ですか。

建設課長～都市計画区域の市街計画の決定でありますので、この25日の審議で決定するんじゃないかと思えます。それともう一つ区画整理、都市計画の中で区画整理をするんだというふうに都市計画の中で区画整理をするんだというふうに区画整理の決定というのをして、その中で事業化して行く訳でありますので、区域決定というのが先きに決定されて後に事業になる訳であります。

5 番～ですから区域は決定していますか。していませんか。

建設課長～区域は25日に審議されておりますので、近く決定されると思えます

5 番～建設課長に対する質問はこれだけです。次3番目に移ります。中部商業高校の建設用地の取得を目的として当局は起債を準備している様に伺っております。これは財政法の第12条で明らかに不可能であるという事が明確であります。それにもかかわらず当局がこの取得財源に起債をもつて当てようとしている考は、いかなる根拠に基づくものであるか。もし当局がそういう方針を持つていなかつたとするならば、そういう一応方針がなかつたかどうか。その辺までも付け加えて御説明をお願いします。私の説明は当局はそういう方針を持つていているという前提で質問しますが、もし仮りに答弁の中にそういう方針はなかつたという答弁をされるんだつたら、あつたかなかつたかのけじめもはつきり。又改めた形の答弁をお願いいたします。

市長～政府立の中部商業高校の敷地を購入するその代金を支払うという事はあきらかにおつしやる様に財政法に反すると思えます。これについては一応市の公有水面地として購入して今度の予算の2万4千4百\$分は市の方から政府の方に売る。そして残りの分は年に政府の予算を獲得して、

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていた。

中部高子、～一旺夏向。

1881.10

これを買い上げてもらうという方針でこれを最初の名義は一応市有地として購入したいところという考えであります。何時までも政府がこれを借りない様に早く政府立の商業学校敷地が政府に買い上げて載く事は今後努力して行けば可能だと思えます。向起債であります。起債の場合になりますというとおつしやる様に商業高校敷地としての起債ではどうかと思えますので、一応は政府の認可もそれから銀行に対しても市有地を市の財産を購入するという形で、そしてその返済については現在毎年もらつておる地料や或は現在市が土地を持つておるんだが、市としては現在使われない様な所を売却してこれを償還する様な形を取つて手続をしたいところと考えております。

5 番～学校用地を買うためという名目だつたら財政法に違反するから、そこで市有地を買うという理由で起債したいというそういうふうな、今の説明だと私は思つております。そうですか。これは金を借りるためのいわゆる第1次回の何の理由かといった意味でありまして、買った土地はあくまで目的があるはずで、使用目的がこの使用目的がやはり中部商業高校の建設用地であるために買うからには、金は何で借りるかという理由かといった意味でありまして買った土地はあくまで目的があるはず。使用目的がこの使用目的がやはり中部商業高校の建設用地であるために買うからには、金は何で借りるかという理由はあくまで中部商業高校用地を買うためという事になります。従いまして今市長がおつしやる様な理はハ理くつてありまして、そういうのは通るはずはありません。私はここを借入してあります。これは何の目的があるのか。そこで疑問をもつております。なぜ政府はあえて法の裏をくぐつてまでも地方財政を圧迫する様なそういう出方をするのか。そうである事実は分つていながら市長が同様のいいなりに引きずられているというかつこうはどういう意味であるのか。もう少しこのへんで自からの立場で判断してそして自からの良心に基づいて政府に強く当つてもらえないかどうか。こういった問題に対する市長の基本的な考え方を1つこの機会に聞かせてもらいたい。

市長～政府立の商業高校をここに誘致したいという事は、これは皆さんからの陳情も出されたし又市長としても前からそれを努力した訳であります。それで政府の方で1時にこれを購入する予算が得られないし。一応は今度の特に今度の場合には政府の予算を成立させるまで、この敷地が獲得出来なかつた。敷地の決定が出来なかつたというのも大きな問題で、むつかしい所があつたのでありますが、出来る事ならば政府は始めから市町村の迷惑にならない様に全予算額を敷地代の全予算額を出してもらつて、これを作つて載だいた方がもつとも望ましい事でありましてけれども政府としてはその予算が1ヶ年では得られないので今回は皆さんご承知の様に24,400\$しか取られてないと、これから先きについては、それいくらになるか知れませんが、年次的にこの予算を獲得して早く全部が政府有地として買い上げてもらう様にしたいというふうな考えで今の様

な方法を講じて来た訳であります。

5 番～中部商業高校を我が亘野湾市内に持つて来る事に対しましては、これはこの是非は今さら論ずるまでもありません。非常に結構な事でありまして、そしてその事についていろいろと折衝された当局に対しても私は感謝をしております。只しかし手段方法におきまして納得出来ない点があるからこの問題を取り上げておる訳であります。この問題と関連しまして用地を政府に無償貸与するという、いわゆる契約の承認に関する案件審議の場合99ヶ年という期間がありました。その99ヶ年はあくまで政府の主張する期間にある事事も当局の説明で明らかにされております。なるべく早い期間に政府が買い取つてもらふ、いわゆるかた替りしてもらふ、この財政上の負担はそういう事を伺うがいつておるといいますが、99ヶ年はあきらかに政府のそういう方針とむじゆんする事を証明します。ほんとうに政府の関係者が出来るだけ早い機会に政府が買い取るというふうな事をいつておるのが事実だとすれば、又これが実際実現性のある内容であるならばあの99ヶ年という期間はあり得ないはずであります。従いまして99ヶ年という契約上の条項に実際にうたわれてゐる限りは政府が早い機会に買上げたいといふつても、これは実際に向こうが買上げてみない限りはくもをつかむ様な話で我々はその点非常に財政上の不案を感じなければいけません。不安だけですまされるなら、まだ良いとしてそれだけ我々の亘野湾市の行政運営その他いわゆる市民の生活に直接それは影響があります。70,000\$余りを何時までせ負うのか、何時までせ負わなくちやいかないかというのは現在くもをつかむ様であります。契約の条項から押して来た場合には99ヶ年はせ負わなくちやいかないかという結論が出ます。これに非常に不満を持つております。でありますからには、そういった事もあるのかかわらず、更に又法の裏をくぐつてまでも、これを財源をそこに減出しようとしておられる私はそれは市長が最初からの市長個人のお考えだと考へておりません。政府の考へにむりやりに押付られたんじゃないか。そういった様な私は私自身の推測をしております。従いましてこういつた重要な問題に直面した場合には相手が政府であろうが、何んであろうがなぜ目からの利益の立場を考慮して、そしてその立場から我々の考へを政府に主張しないかどうか、こういつた面で私はもつと努力出来よつたんじゃないかつまり努力が足らなかつたんじゃないか。こういつた考へ方を持つ訳であります。市長はその点御自身といたしては出来るだけのいわゆる努力はなされたつもりでございますが。

市長～そうであります。この問題は自分一人で努力しただけでもなしに皆さんも又こういうふうになつていますかといつて契約にしる買上げにせよ検討して載だいて今の様な方儀に進めて来たつもりであります。

5 番～それなれば中部商業高校用地の取得財源は元程も質問がありました。いかなる方法で着工なされますか。改めて詳しく聞きたいのもう一人

質問いたします。

市長～先にお答えいたしました様に地代の24,400 \$は今年の予算で準備されておりますので、これは今年で向うに名義を変更したいと思っております。残りの方は毎季出来るだけ出来たら一回にでも出来なければ会計年度、また年度にも買上げて載く様に是非やつて載だきたいと思っております。また、実際はこういうふうな事がありますが、実際の場合には先き申し上げた様な非常の形を取らなければいかないんじゃないかと思っております。

5番～結局起債を以つてこれに当てる方針に突りははない訳でございますね。

市長～突買は向こうの方で買上げてもらうように努力して行きたいと思っております。予算がまだ出来ていないものを何時政府の方から買上げの予算とこれだけあるの、これで償還しますという事は政府にも努力してでも来年、再来年の予算についてはこれを証明書を出してもらうことは出来ないし、銀行も又これではいかなないので、一応はここに融資もあるものでもって銀行からはお願いしようと思っております。

5番～この問題に対する市長の考え方が分りましたので、私の質問はこれで終了します。

市長～進行いたします。次は9番の安里議員にお願いします。

9番～私の質問をやります。市有地の処分時期と方法についてお伺いいたします。

市長～これについては、今既準備している市別の審議機関である委員会にも財分政委員会を地居させて、そこで時期なり方法なり検討して、これを処分したいと思っております。

9番～只今までにはそういう検討された息はありますか。

市長～ありません。

9番～2番目に移ります。保育所設置と公営買屋の設置についてご質問いたします。1番目に保育所は現在日政援助により設置になるとの事で市民はその実現を期待しておりますが、市長としてその計画がありますか、お伺いいたします。

市長～前からそういう要望もありましたし、こちらでも長く検討します。保育所を立てる適当な敷地が市として今持っておりませんので、この普天間の地域に近く区画整理を予定してやる所がありますが、その場合にそのの

質問いたします。

市長～先にお答えいたしました様に地代の24,400 \$は今年の予算で準備されておりますので、これは今年で向うに名義を変更したいと思っております。残りの方は毎年出米だけ出来たら1回にでも出米なければ2会計会年度、次年度にも買上げて載く様に是非やつて載だきたいところ思っております。実質はこういうふうな事ではありますが、実際の場合は先き甲上げた様な非常の形を取らなければいけないんじゃないかところ思っております。

5 番～結局起債を以つてこれに当てる方針に變りはない訳でございますね。

市長～実質は同こうの方で買上げてもらうように努力して行きたいところ思っています。予算がまだ出来ていないものを何時政府の方から買上げの予算とこれだけあるので、これで償還しますという事は政府にも努力してでも来年、再来年の予算についてはこれを証明書を出してもらうことは出来ないし銀行も又これではいかないので、一応はここに衝突にあるものでもつて銀行からはお願いしようところ思っております。

5 番～この問題に対する市長の考え方が分りましたので、私の質問はこれで終了します。

市長～進行いたします。次は9番の案里議員にお願いします。

9 番～私の質問をやります。市有地の処分の時期と方法についてお伺いいたします。

市長～これについては、今度準備している特別の審議機関である委員会にも財政委員会を充足させて、そこで時期なり方法なり検討して、これを処分したいところ思っております。

9 番～只今までにはそういう検討された点はありませんか。

市長～ありません。

9 番～2番目に移ります。保育所設置と公益質屋の設置についてご質問いたします。1番目に保育所は現在日政援助により設置になるとの事で市民はその実現を期待しておりますが、市長としてその計画がありますか、お伺いいたします。

市長～前からそういう要望もありましたし、こちらでも長く検討します保育所を立てる適当な敷地が市として今持つておりませんので、この普天間の地域に近く区画整理を予定してある所がありますが、その場合にその

適当な場所に市有地を確保してその場所を指定して、そこに立てようという考えは持っております。

9 番～この問題については、区画整理後でないとはつきりとした具体的計画は立てられない訳でございます。

市長～今の所そういう訳であります。

9 番～次に公益質屋設置についてでございますが、公益質屋は社会福祉事業の一環として本市各市町村において設置して所得の低い諸民層の手がちな金繰りの場として広く親しまれ利用されておりますが、本市の現状から公益質屋の設置はいかように考えられますか、この点についてお伺いいたします。

市長～良く研究して設置したいと思っております。

9 番～本市のこういう社会事業施設の設置の必要という面に対しては、御検討なされた点はありませんですか。

市長～~~こういう社会事業の必要を感じられた点はありませんか~~何んの検討ですか。

9 番～こういう福祉事業の必要を感じられた点はありませんですか。

市長～福祉事業の面は今までやつておりますか、質屋については検討した事はありません。

9 番～私がこういう質問を申上げるのは、実は最近まで市内において悪質な日かけ貸合によつて相当な打撃を受けたと、更に現在又そういう日かけ貸合が又台頭して来るような状態であるという事を聞いておりますが、そういう現状に対して市としてはそういう状態をお聞きになつた点はありませんですか。

市長～日かけ貸合や何は聞きまして、市としてもこれにどういふふうに対策した方が良くかという事を金融調査部や或は又議会でも話合を持つた事があります。

9 番～その以後に又やつぱりそういう日かけ貸合が起りつつあるという事をお知りでございますか。

市長～その以後にどこが日かけ貸合をしているという事を調べた事はありません。

適当な場所に市有地を確保してその場所を選定して、そこに立てようという考えは持っております。

9 番～この問題については、区画整理後でないとはつきりとした具体的計画は立てられない訳でございます。

市 長～今の所そういう訳であります。

9 番～次に公益質屋設置についてでございますが、公益質屋は社会福祉事業の一環として本市各市町村において設置して所得の低い諸民階層の手がちな金繰りの場として広く親しまれ利用されておりますが、本市の現状から公益質屋の設置はいかように考えられますか、この点についてお伺いいたします。

市 長～良く研究して設置したいところ思っております。

9 番～本市のこういう社会事業施設の設置の必要という面に対しては、御検討なされた点はありませんですか。

市 長～~~こういう福祉事業の必要を感じられた点はありません~~何んの検討ですか。

9 番～こういう福祉事業の必要を感じられた点はありませんですか。

市 長～福祉事業の面は今までやっておりますが、質屋については検討した事はありません。

9 番～私がこういう質問を甲上げるのは、実は最近まで市内において懸念な日かけ模合によつて相当な打げきを受けたと。更に現在又そういう日かけ模合が又台頭して来るような状態であるという事を聞いておりますが、そういう現状に対して市としてはそういう状態をお聞きになつた点はありませんですか。

市 長～日かけ模合や何は聞きまして、市としてもこれにどういふふうに対策した方が良いかという事を金融調査部や或は又議会でも話合を持つた事があります。

9 番～その以後に又やつぱりそういう日かけ模合が起りつつあるという事をお分りでございますか。

市 長～その以後にどこが日かけ模合をしているという事を調べた事はありません。

9 番～そういう様な面でこういう公益質屋の設置によつていくらかかかん租が出来るだろうというような面から、こういう問題も1つの市町村として出来る事業であるという面から当局が進んでそういう面にも検討してもらいたいために質問事項としても出してありますので、今後そういう面も1つ良く御検討なされて必要を感じられた場合には良く検討なされて設置をしてもらいたい事を要望いたします。3番目に市内の道路のほ修整計画がありますかお伺いします。

市長～今の所ありません。

9 番～現在年度の会計年度でローラーを購入しておりますし、今後そういうほ修整計画を立てて行く面から、そういう機械もふるに備つて載せたいところ思うのでありますが、隣接の市町村あたりでもぜひそういうほ修整道路でなければいけないという何で道路の計画が立てられておる様でありますし、早急にそういう面の検討もなされてもらいたいと、こう思いますが、この点は是非そういう重機類も有効に利用されてほ修整の計画を立てられたいと要望いたします。

議長～進行いたします。10番議員にお願いします。

10 番～私の第1番の質問は大体中部をあれしてやや同等ないわゆる類にした町村の市町村交付税と本市の交付税と比較した場合には本市の方がそうとう少い様に思われますので、この原因について質問いたします。

市長～政府の市町村への交付税の交付は基準財政収入とその市町村に要する財政需要額とのつり合の度によつて交付される事になっております。それで他市町村と比較する場合には或る項目においては多い、或る項目においては少ないというふうになります。全体としてのそれをどちらが多くなるかについては項目によつて算出の基礎によつて違ふと思ひます。例えばその最も大きな費支出を要するのは土木事業なんかの問題になりますが、これは道路の長さや面積なんかにもよります。それから市の費用のときは例えばコザと比較すると、面積は変らなけれども内部の必要な計費を見た場合には消防費の如きはコザなんか、ずつとここよりは大きくなる様になっておりますし、項目の比較については、どの辺はどうかについては、項目別の資料がありますので、これを助役の方に説明してもらいたいと思つております。

10 番～その項目別に基準財政需要額とか、基準収入額とかそういうものによつて交付税が支給されておるといふ事は分つております。

よつて、その内容そのものどの辺がどういう項目によつて特に他市町村と比較して厚い点ですね。そういうものを重点的にしてもらいたいと思ひます。

9 番～そういう様な面でこういう公益質屋の設置によつていくらかかんと和が出来るだろうというような面から、こういう問題も1つの市町村として出来る事業であるという面から当局が進んでそういう面にも検討してもらいたいために質問事項としても出してありますので、今後そういう面も1つ長く御検討なされて必要を感じられた場合には長く検討なされて設置をしてもらいたい事を要望いたします。3番目に市内の道路のは修装計画がありますかお伺いします。

市長～今の所ありません。

9 番～現在年度の会計年度でローラーを購入しておりますし、今後そういう修装計画を立てて行く面から、そういう機械もふるに使つて載きたいところ思うのでありますが、隣接の市町村あたりでもぜひそういう修装道路でなければいけないという何で道路の計画が立てられておる様でありますし、早急にそういう面の御謝もなされてもらいたいと、こう思いますが、この点は是非そういう重機類も有効に利用されては修装の計画を立てられたいと要望いたします。

議長～進行いたします。10番議員にお願いします。

10 番～私の第1番の質問は大体中部をあれしてやや同等ないわゆる類にした町村の市町村交付税と本市の交付税と比較した場合には本市の方がそうとう少い様に思われますので、この原因について質問いたします。

市長～政府の市町村への交付税の交付は基準財政収入とその市町村に要する財政需要額とのつり合の度によつて交付される事になつております。それで他市町村と比較する場合には或る項目においては多い。或る項目においては少ないというふうになりますが、全体としてのそれをどちらが多くなるかについては項目によつて算出の基礎によつて違ふと思つております。例えばその最も大きな費用を要するのは土木事業なんかの問題になりますが、これは道路の長さや面積なんかにもよります。それから市の費用のときは例えばコザと比較すると、面積は変らなげども内部の必要な計費を見た場合には消防費の如きはコザなんか、ずつとここよりは大きくなる様になつておりますし、項目の比較については、どの辺はどうなつていくかについては、項目別の資料がありますので、これを助役の方に説明してもらいたいと思つております。

10 番～その項目別に基準財政需要額とか、基準収入額とかそういうものによつて交付税が支給されておるといふ事は分つております。

よつて、その内容そのものどの辺がどういう項目によつて特に他市町村と比較して悪い点ですね。そういうものを重点的にしてもらいたいと思つております。

市長～その項目を他の市町村という事になりますと例えばどこと比較対象した方が良うございますか。

10番～具体的に私あれしましょう。例えば交付税のあれを見た場合中部の方としては我が長野市より多いのは、コザ、具志川、美里、説谷。そういったのが大体類似した市町村じゃないかと思えます。そこで消防費とか或は厚生費、産業費そういったものは人口とか、その職員そういった消防なら自動車の台数。そういったものによつて基準財政需要額というのが決められておる訳でございますが、特に本市が少いものは土木費でないかと思えます。そこでその土木費を今挙げた、コザ、具志川、美里、説谷そういったものと比較した場合にこの市町村よりも、はるかには本市が下まわつております。そこにはどこにどういふつたものに原困するのかわ、そこに大きな問題があるんじゃないかと思えます。それで私からいわければ、この土木費が少ないという事は資料が少ないんじゃないかと、資料の認定の方が少ないんじゃないかと思ふ訳であります。延長にしろ面積にしろ外の市町村よりは少いでございませう。そういったものを研究された事があるかどうか、その辺を聞きたいと思ひます。

市長～話合もやりましたが、今のような例を取つた市町村によりまると、説谷それからコザ、それから美里、こういう所はもう1つ具志川ですか。そういった所をこちらと比較した場合に具志川の場合には特に土木費のこちらの需要額です。道路面積にしろここよりずつと大きいと、それからその需要額と、今収入額の見積りも又これは大きな問題であります。美里や説谷、コザあたりよりも、こちらに収入として法人税が多い、という事はこれは政府でも大きく認められた所である様であります。収入を少く見積つてもらつて必要計費を大きく見積つてもらう様にするならば、それが交付金が多く増えるという事になりますけれども、政府などの方式で公正に交付されているというつもりで今受けておられる、他との比較という事になるとそういう見解をもつておられます。

10番～では土木費についてです。今挙げた市町村よりは、面積も道路の延長も少いのであります。これは適正と思われませんか。

市長～適正と思つております。そしてこの数字については今資料持合せておりませんので助役の方に説明をお願いしたいと思います。

議長～暫休憩いたします。(午後4時59分)

市長～その項目を他の市町村という事になりますと例えばどこと比較対象した方が良うございますか。

10番～具体的に私あれしましょう。例えば交付税のあれを見た尾場合に中部の方としては我が宜野湾市より多いのは、コザ・具志川・美里・読谷。そういったのが大体類似した市町村じゃないかと思えます。そこで消防費とか或は厚生費・産業費そういったものは人口とか、その職員そういった消防なら自動車の台数。そういったものによつて基準財政需要額というのが決められておる訳でございますが、特に本市が少ないものは土木費でないかと思えます。そこでその土木費を今挙げた。コザ・具志川・美里・読谷そういったものと比較した場合にこの市町村よりも、はるかに本市が下まわつております。そこにはどこにどういふつたものに原因するのか、そこに大きな問題があるんじゃないかと思えます。それで私からいわしむれば、この土木費が少ないという事は資料が少ないんじゃないかと。資料の認定の方が少ないんじゃないかと思ふ訳であります。延長にしろ面積にしろ外の市町村よりは少ないのでございます。そういったものを研究された事があるかどうか。その辺を聞きたいと思えます。

市長～話合もやりましたが、今のような例を取つた市町村によりまると、読谷それからコザ。それから美里、こういう所はもう1つ具志川ですか。そういう所をこちらと比較した場合に具志川の場合には特に土木費のこちらの需要額ですね。道路面積にしろここよりずっと大きいと、それからその需要額と、今度収入額の見積りも又これは大きな問題であります。美里や読谷・コザあたりよりも、こちらに収入としての法人税が多いという事はこれは政府でも大きく認めた様な所である様であります。収入を少く見積つてもらつて必要計費を大きく見積つてもらふ様にするならば、それが交付金が多く増えるという事になりますけれども、政府としては1市町村特にそうする訳にもいかない。たしかに私達はこれはあの方式で公正に交付されているというつもりで今受けておりますので、他との比較という事になるとそういう見解をもつて私達は解しやいております。

10番～では土木費についてですね今挙げた市町村よりは、面積も道路の延長も少ないのであります。これは適正と思われませんか。

市長～適正と思つております。そしてこの数字については今資料持合せておりませんので助役の方に説明をお願いしたいと思います。

議長～暫休憩いたします。(午後4時59分)

市長～只今の御質問というよりは、御説明の方で大体政府はおん当を欠くような処置をしておると思いますが、というのは私の所に北谷の漁業組合長が意見を求めに来たのが1日だったと思っております。その書類の提出期限はたしかに10日が期限だったと思っております。こちらの意見を聞いて持つて行つて、その日に持つて行つても1日はおくれるし、或はよく日でも持つて行けば2～3日おくれるという事になるので、その締め切つてのちにそれを又さかのぼつて1日目の日付で受取つて、そうしてここにおどしをかけるという事は政府としても自治行政を担当するものを何とかもどかす様な不適当を欠く様な感じを持つので、私はどこまでも議会もいつしよになつて既定の方針通り互野湾必の漁を北谷の漁場に加えるという事は不賛成であるという事をいつしよになつて御説明して載きたいところ思っております。

5番～知程市長の説明の中に先月の本市の議員クラブの会合がありました、その会合があつた後で、この問題で政府の関係すじに行かれたというふうなそういう趣旨の説明がありました。それを具体的に説明願います。だれに行かれたか、どの部局に行つてだれと会われたか、こちらが向こうに話した内容、それに対して相手側がいかなる見解を示したか、そういうつた範囲内を御説明願います。

市長～課長の方でくわしげく説明させたいと思つてます。

5番～今じゃなくて良いです。後で明日でも良いです。直接案件とは関係ありませんが、やはり先の説明の中で市長は議会は今日明日で済ますからといわれましたが、これはどういう意味ですか。

市長～私の議会のあれは23日までがたしかに最終日になつていたと思つてますがね、23日が公休日になつておりますので、公休日は皆んな休まれるんじゃないかというので、今日は21日、22日までで今議会は終るんじゃないかと思つてそういうふうにご話した訳であります。

5番～この折衝については記録か何かありますか。

市長～副主事はそこは良く検討させましようと答えて、それ以外にちようど商業高校の問題がありましたので、話はその方に移つて良く検討させましようという答えてありました。

5番～検討させましようといつた様ないわゆるどつちも解しやく出来るようなちゆう象的な返事だつた訳ですか。

12番～漁業権の問題であります、漁民の方々に漁業権を獲得させるという場合に市の施策である種立事業の問題と関連するのでありますが、その場合に市の施策である種立事業に大きな支障になると思つてますが、そこら辺の見解を市長さんをお願いいたします。

市長～只今の御質問というよりは、御説明の方で大体政府はおん当を欠くような処置をしておると思います。というのは私の所に北谷の漁業組合長が意見を求めに来たのが11日だつたと思っております。その書類の提出期限はたしかに10日が期限だつたと思います。こちらの意見を聞いて持つて行つて、その日に持つて行つても1日はおくれているし、或はよく日でも持つて行けば2～3日おくれるという事になるので、その締め切つてのちにそれを又さかのぼつて10日の日付で受取つて、そうしてここにおどしをかけるという事は政府としても自治行政を担当するものを何とかもどてあそんばす様な不適當を欠ぐ様な感じを持つので、私はどこまでも議会もいつしよになつて既定の方針通り宜野湾漁の海を北谷の漁場に加えるという事は不賛成であるという事をいつしよになつて運助して載きたいとこう思つてあります。

5番～先程市長の説明の中に先月の本市の議員クラブの会合がありました、その会合があつた後で、この問題で政府の関係すじに行かれたというふうなそういう趣旨の説明がありました。それを具体的に説明願います。だれに行かれたか、どの部局に行つてだれと会われたか、こちらが向こうに話した内容、それに対して相手側がいかなる見解を示したか、そういう範囲内を御説明願います。

市長～課長の方でくわしく説明させたいと思います。

5番～今じゃなくて良いです。後で明日でも良いです。直接案件とは関係ありませんが、やはり先の説明の中で市長は議会は今日明日で済ますからといわれましたが、これはどういう意味ですか。

市長～私の議会のあれは23日までがたしかに最終日になつていたと思います。23日が公休日になつておりますので、公休日は皆んな休まれるんじゃないかというので、今日は21日、22日までに今議会は終るんじゃないかと思つてそういうふうにした訳であります。

5番～この折衝については記録か何かありますか。

市長～副主席はそこは良く検討させましょうと答えて、それ以外にちょうど商業高校の問題がありましたので、話はその方に移つて良く検討させましょうという答えでありました。

5番～検討させましょうといつた様ないわゆるどつちも解しやく出来るようなちゆう象的な返事だつた訳ですか。

12番～漁業権の問題であります。漁民の方々に漁業権を獲得させるという場合に市の施策である埋立事業の問題と関連するのでありますが、その場合に市の施策である埋立事業に大きな支障になると思いますが、そこら辺の見解を市長さんをお願いいたします。

市長～例えばどんな支障でございますか。

12番～つまり漁業権を獲得した場合には、そこに漁業するという条件が付くはずであります。よりまして市が理立する場合にその権利を持っている方々の権利を無視して理立する事が出来るかどうか。

市長～権利を無視しては出来ないと、思います。

12番～そうなりますとやっぱり支障をきたすという事になる訳じやありませんか。

市長～どういふ支障でございますか。

12番～漁業権を獲得されたら即ちそこに漁業権はあるでしょう。漁業の権利がある訳ですね。そこを漁民の方々が市が理立をした場合においては、漁業の支障、つまり自分達の漁業に対して不利になるという事が考えられます。ですからそこが支障になるんじゃないか。

市長～市は理立事業の認可申請をして、それをやりますですね。

12番～漁民の方々が漁業権を獲得なさつたという場合に、そこに支障をきたさないかどうか。

市長～別にこれは認可されたならば、その仕事を速めて行くと支障というのはどういふことですか。

市 長～例えばどんな支障でございますか。

12番～つまり漁業権を獲得した場合には、そこに漁業するという条件が付くはずであります。よりまして市が埋立する場合にその権利を持っている方々の権利を無視して埋立する事が出来るかどうか。

市 長～権利を無視しては出米ないと思います。

12番～そうなりますとやっぱり支障をきたすという事になる訳じやありませんか。

市 長～どういう支障でございますか。

12番～漁業権を獲得されたら即ちそこに漁業権はあるでしょう。漁業の権利がある訳ですね。そこを漁民の方々が市が埋立をした場合においては、漁業の支障、つまり自分達の漁業に対して不利になるという事が考えられます。ですからそこが支障になるんじゃないか。

市 長～市は埋立事業の認可申請をして、それをやりますですね。

12番～漁民の方々が漁業権を獲得なさつたという場合に、そこに支障をきたさないかどうか。

市 長～別にこれは認可されたならば、その仕事を進めて行くと支障というのはどういふことですか。

議 長～再開致します。(午後3時5分)

10番～私が質問するものです。そこですよ。道路の認定がですね。そういつた消防費にしろ、そして厚生費にしろ、そういつたものに対しては予算との見合もありませんので、これをどうしても引上げる上においては、その土木費が引上げられないと思います。それによつては市道として早く多く認定してもらおうとそれなればいらないと思いますが、市長として大体何時頃までに議会にそういう認定をして頂くような考えがもしあつたらお聞かせ願いたいと思います。

市 長～市道認定については、各市町村でそういう条例があるかと云うので全本市町村会でも話し合いましたが、別に市道の認定としての各町村自体での規定なんか無い様であります。それで今までそれやつて居るのは、道路法で議員がいくらとか、色々な何がある様であります。こういうもので検討してそれを認定することが将来の様になつてやつて居るかというので、これから建設課の方でそういう資料も整えてこれこれを市道に認定しなければならぬという道路を取り上げて認定したいと思いますが、これを何時ということは今所考えておりません。これから準備をして行きたいと思つております。

10番～一つこれは、各市町村ともそういう土木の需要額の引上げという点からして市町村道の認定が大いにされておりますので、当市においても早目に調査なされてその認定を早めにして頂く様にお願ひ致します。2番目の隣村との合併問題でございますが、そういへば、すなわち市長さんは補助機関が出来てからとお答えになると思ひますが、これはずっと前から何かの準備委員会か何か懇談会みたような会合を持つたことがあります。あの時にもじや早目に資料を調査して、各隣村の内容をそういうものを調査して早目に進めるからと、そういう様なあれあの会合は散会したと私の記おくは特つておりますが、その後この資料調査がございましたら一つその資料に基づいたものをお聞かせ願ひたいと思ひます。

市 長～あの場合にもお話しした様に、これこれの資料ということが決まれば、ここでもどうだと云えるんですが、今の所まだこれを併合するのにはどれとどれの資料が必要ということもまだ出来ておりませんので、調査しておりません。

10番～結局、あの集りの中でこれを当局が合併問題は大きな問題であるからあらゆる資料を持つて来て検討しなければいけないと、そういうことでございましたが、結局その後何も資料が得ないということはその合併問題に対して誠意がないということになりますか。

市 長～誠意がありますので、今後の委員会も取上げてそこでどう云う資料を集めたらいいかと云うことを検討したいとそういつている訳で誠

議長～再開致します。(午後3時5分)

10 答～私が質問するものです、そこです。道路の認定がですね。そういった消防費にしろ、そして厚生費にしろ、そういったものに対しては予算との見合もありますので、これをどうしても上げる上においては、その土木費しか上げられないと思います。それによつては市道として早く多く認定してもらおうとそれがなければいけないと思いますが、市長として大体何時頃までに議会にそういう認定をして頂くような考えがもしあつたらお聞かせ願いたいと思います。

市長～市道認定については、各市町村でそういう条例があるかと云うので全埼玉町村会でも話し合いましたが、別に市道の認定としての各市町村自体での規定なんかは無い様であります。それで今までそれやっていますのは、道路法で職員がいくらとか、色んな何かある様であります。こういうもので検討してそれを認定することが出来る様になつてやつていくかというので、これから建設課の方でそういう資料も整えてこれこれ市道に認定しなければならんという道路を取り上げて認定したいと思つていますが、これを何時ということは今所考えておりません。これから準備をして行きたいと思つております。

10 答～一つこれは、各市町村ともそういう土木の需要額の引上げという点からして市町村道の認定が大いにされておりますので、当市においても早目に調査なされてその認定を早めにして頂く様にお願ひ致します。2番目の隣村との合併問題でございますが、そういえば、すぐ市長さんは補助機関が出来てからと答えになると思つていますが、これはずつと前から何かの準備委員会か何か懇談会みたような会合を持つたことがあります。あの時にもじや早目に資料を調査して、各隣村の内容そういったものを調査して早目に進めるからと、そういう様なあれあの会合は散会したと私の記おくは持つておりますが、その後この資料調査がございましたら一つその資料に基づいたものをお聞かせ願いたいと思つております。

市長～あの場合にもお話しました様に、これこれの資料ということが決まれば、ここでもどうだと云えるんですが、今の所まだこれを併合するのにどれとどれの資料が必要ということもまだ出来ておりませんので、調査しておりません。

10 答～結局、あの集りの中でこれを当局が合併問題は大きな問題であるからあらゆる資料を持つて来て検討しなければいけないと、そういうことでございましたが、結局その後何も資料が得てないということはその合併問題に対して誠意がないということになりますか。

市長～誠意がありますので、今後の委員会も取上げてそこでどう云う資料を集めたらいいかと云うことを検討したいとそういつている訳で誠

意がなければ何もそういう委員会を作る必要もないと思います。

10 答～委員会は大体何時頃の見通しですか。

市長～先に申し上げた様に建設と財政の方はもうこの商業高校問題、或は本議会で遅れておりますが、こういう忙しさが済めばあと1ヶ月位の内には出来るんじゃないかと思うております。別にこれを作る日程もまだ編まれていけませんので、何月何日ということは今の所申し上げる訳にはいきません。

市 長～じゃ1つ吾々議員としての質問も只質問のやりつばなしでするものではございませんので、そこをよく考慮に入れられて早目にこうして頂く様お願いします。

1 答～市長にお伺いしますが、只今の合併問題につきましては、財政と建設の方は、一応あと1ヶ月以内に発足の見通しはあるとおっしゃっておりますけど、合併問題については、特別に合併調査会というのが出来ておりますので、その点もですね、1つ考慮して頂きまして早目に発足して頂きます様に要望申し上げます。

12 答～今のは申しおくれましたが、先に出来たら全部一諾にやろうと発足はやろうと、せめてこの二つは、実はその財政を急いだのも、先に9番議員からの話も真栄原の話も商高の問題もありましたし、建設についてもまだ埒立とか、かれこれありますので、何事もその仕事に追われておりますが、出来たらこれは同時にやりたいといつて今その氏名といひますか。そのメンバーなんかも同時に提出する様にといつて、ある程度まで、こちらでも検討の準備を進めていますので、そう長くは待たんで発足出来ると思うております。

10 答～都計について、道路関係にご質問致します。今度の予算の中に道路の経費が含まれておりますが、あの道路の通る場所の地主との話し合いはついておりますか。

議長～暫休憩致します。(午後3時14分)

議長～再開致します。(午後3時15分)

市長～一応土木の方で道路は農業土木の我如古の工事とそれから同じ我如古のイケマシの道路それから宜野湾地区の山川の方になつておりますが、これはこの申請を出す場合に地主の承諾を得て出す様になっておりますので、承諾を得ておるところ思っております。

10 答～もつと大きなものはございませんか。28,000とかいう新設道路があつたんですが。

建設課長～お答え致します。10 答さんのご質問の道路は都計道路であります。

す、これは菅天間、野萬間の1kmの道路であります、その地主の承諾といいますのは、これは区画整理事業の中で出来る道路とございますので、一応区画整理の事業をする場合には、その地元住民の区画整理をするということ、そのものによつて包括的に了解を得られるものだと解しておきます、それで道路の承諾といひますのは、これは各人からは普通頂いていないのであり、所が實際な工事施工となる場合に其認可前にやる場合は一応承諾書を取らなければいけませんというふうな内容になります、それから其認可が許可になりますと、その時は地主の承諾ということは、法律の上で進めなければならないというふうになつております、今この所は、既に進めておられますので、整地をしてよろしいという承諾は書面を頂いておられます、それで後述の承諾に入りますと、今度は道路を作つていかと云ふことの承諾をこれから頂くというふうにしておきます、只今の所、農作物をいろいろ植えて使つておられますが、地主の方で全部整地してよろしいという所まで来ておられます、その内容であります。

10番～後の質問は無回答、私の質問はこれで終ります。

12番～今まで随分と私の質問にもお答えがある様であります、特に私がこの埋立問題を出しましたのは、蒲田署の西側の埋立事業の見通し及び工事計画についてお伺いしたいと思ひます、該地城は一応地主だけの問題ではなく又付近住民の関心もありません、又広くいふ事はコザからも早くそこを埋立て受入れしてくれる様にと望みます、この埋立についてどういふふうな計画を立てるか、その点をお伺いします。

市長～お答えします、これについては別に埋立事業としてやる位じゃなしにそこを区画整理事業をその一帯をやろうという考えで区画整理をやるという考えの場合には、一応その均しというのが入りますがそれをやるというので、今の所そこを全部こう同じ高きに埋立するという事業の計画は持つておらん様です。

12番～只均すというふうになれば、この地城は非常に低地城でありますので雨が降るとはまん水さるのであります、只しき均らして区画整理するということは、無意味になるんじゃないかと考えますが、その点お伺いします。

市長～只しき均すと云つても排水をするし、技術的な面については課長の方からお答えする様にします。

建設課長～補足致します、只今の整地工事ではありますが、一応現地の方は、局部的に低い所がございます、あれが約土量と予算の関係で出来るならば4m位まで埋立てした方が非常に理想的になるというふうな考えでございましたが、實際上相当の土量が必要ですので、それ

す。これは普天間・野高間の18の道路であります。この地主の承諾といいますのは、これは区画整理事業の中で出来る道路でございますので、一応区画整理の事業をする場合には、その地元住民の区画整理をするということ、そのものによつて総合的に了解を得られているものと解しております。それで道路の承諾といいますのは、これは各人からは普通頂いていない訳であります。所が実際工事施工となる場合に事業認可前にやる場合は一応承諾書を取らなければいけませんというふうな内容になります。それから事業認可が許可になりますと、その時は地主の承諾ということは、法律の上で要らないというふうになつております。今の所これは話し合いを進めておられますので、整地をしてよろしいという承諾書は全部頂いております。それで後の事業に入りますと、今度は道路を作つていかと云うことの承諾をこれから頂くというふうにしております。只今の所、農作物そういう色々植えて使用しておりますが、地主の方々に全部整地してよろしいという所まで来ております。そういう内容であります。

10番～後の質問は撤回します。私の質問はこれで終わります。

12番～今まで随分と私の質問にもお答えがある様であります。特に私がこの埋立問題を出しましたのは、消防署の西側の埋立事業の見直し及び工事計画についてお伺いしたいと思つております。該地域は一人地主だけの問題だけでなく又付近住民の関心もあります。又広く那覇あるいはコザからも早くそこを埋立て受入れしてくれる様にとつて要望もございまして、この埋立についてどういふふうに計画なされるか。その点をお伺いします。

市長～お答えします。これについては別に埋立事業としてやる訳じやなしにそこを区画整理事業をその一帯をやろうという考えで区画整理をやる~~のと云う考え~~場合には、一応その均しというのが入りますがそれをやるというので、今の所そこを全部こう同じ高きに埋立するという事業の計画は持つておらん様です。

12番～只均すというふうになれば、この地域は非常に低地域でありますので雨が降るとにまん水するのであります。只しき均らして区画整理するということは、無意味になるんじゃないかと考えますが、その点お伺いします。

市長～只しき均すと云つても排水もするし、技術的な面については課長の方からお答えする様にします。

建設課長～補足致します。只今の整地工事であります。一応現地の方は、局部的に低い所がございまして、あれが約土量と予算の関係で出来るならば4位位まで埋立てした方が非常に理想的になるというふうにお考えしておりましたが、實際上相当の土量が必要ですので、それ

でその地番に相応する様に再検討をしまして、今度計画高を一応下げる様にしてあります。それでそれにしても全地域が低い訳でありますので大体8,000坪位いの土が要るんじゃないかとかう云うふうに今計算されております。そうすると約8,000合敷の土置が要るともち論あの学校の後にある手りやき場がございしますが、それも含めてであります。相対に均すとすると、約17センチから18センチの全面的に盛るといふような格好になる訳です。それで切り盛りして低い所に多く高い所を切つて行くといふような地均でありますので、それにしても相当量は要るといふふうになっております。

12番～現在該地域には埋立をせずにそして削ることもせずに建築出来る場所が相当ありますが、そういう所は、一応は市の道路計画に沿つてそして売つてもらつてここを先きに建築させてもらう様な方法がありますか。考えておられますか。

建設課長～現在まで相当期間待つて頂いて非常に地主の方にご迷惑をおかけしておりますが、これは早急に事業をやるといふための一時の皆さまにごしんぼうをお願いした訳でありますので、後まじかに工事もう着かんしようとかういふ所まで考えておりますのでその場合もう暫くお待ちになつて全面的に整地をなされてからの方が非常に工事として特策じゃないかとかういふに考えておりますので出来れば区画整理の換地の発表までお待ち願いたいといふふうに考えております。

12番～早目にですね。整地をやつてもらつて現在まで作れる所も長い間待つている状態です。この間隔は即ち利益に関する問題でありますので早急に整地して頂いて整地してもらふ様に要望します。

12番～各区域の特に私用道において、破損した所が相当見受けられますがこの破損した所の維持修繕についてどういう考えを持つておるか。お聞かせをお願いします。

建設課長～道路破損については、市道の破損は市の方で早くこれを修理し、部落の道路であれば部落で部落道路の道をよくやつてもらふ様にしていきたいところ思つております。

12番～市道だけしか考えておられない訳ですね。

市長～部落道でも各部落の方に修理してもらふ様に資材をこちらから提供しますからと云つて道路の修理は今進めております。

12番～質問を終わります。

15番～質問します。商業高校敷地購入に関連して約100,000ドルの起債が必要の様ですが、起債の方法、その返済の方法、償還の財源は何を

持つてあてますか。質問致します。

市長～商業高校の敷地の購入費と敷地の地均しと並びに補償の総額で約100.000ドル位の概算であります。この位金が要ると思っておりますのでその金は起債の場合には先きにこういふふうにやりたいと云うふうに思つていますが、まだその認可を得ておりません。先き申し上げましたからようございませうね。それから返償については借入れの名目上は先き申し上げた様な起債に銀行にはそう出しますけれども実質においては土地代だけは是非政府の予算でこれを今度は24.400ドルしかないけれども、次政府の方で買上げてもらう様にして70.000くらいは計上した訳であります。極力後の整地費や何についても今度の予算では取られておりませんが、これも同じ様にして出来るだけ政府の方に出してもらいたいと思つております。

15番～この問題は先つき5番さんの質問で大体分つておる訳ですが、もつと基本的な問題にふれたいと思つて、その様な問題は先の中部商業高校の問題に致しましても又今度の問題に致しましても、或は今志川に建築されておる所の病院敷地の問題に致しましても、これは沖繩が異民族の中へ支配されておるという面からジャ起する問題であります。これは当然議会も市民もそして市当局も最も反省する必要があると思つております。これは当然教育行政というのは、如何なる理由があるにせよ政府立であれば、当然政府がその設備一切は負担しなければなりません。明かに財政法をおかしてまでやると云うことはそこに問題がある訳であります。市長さんも勇氣と自信を持つてこういつた問題は単に市町村だけで解決すると云う方法を取るんじやなしに、何か物質主義に頼らずに徹底して当然あるべきすがたに持つて行く様に要望致します。これはもち論市町村だけでは出来ない訳であります。従つて市町村長会あたりに提案致しましてお互いにうばい合いをするんじやなしに本来にあるべきすがたで今後該問題は処理されて欲しいと強くご要望申し上げましてこの問題は質問を打ち切ります。

5番～関連して質問します。今先の市長の答弁の中に整地もやると云うふうなお話しがありました。整地の経費も吾々宜野湾市は負担するんですか。初みみです私は。?

市長～そうであります。今度の予算には取られておりません。

5番～今まで新聞紙上なんかから得た範囲知識でありますが、そういつた場合の整地にはよくいわゆる親善の一つとして部隊などから来り仕的にやつてもらつておりますが、この際一つ適当な部隊に來り仕をしてもらう様な折衝をなさるお考えはありませんか。

市長～是非算に応援したいと思つて、折衝も致しております。

5 番～期待しておきます。

1 5 番～私の質問の 2 番に入ります。これは今度で確か三回目の質問であり
ますし、先つき 9 番員も質問なさつておられますので、別な方法か
ら取したいと思ひます。都市計画はなされてから何年になつてか
市長～都市計画を打ち出したのは、はつきりしたと云うのは、建設課を置
いてその前都市計画課をやらせやならんと思つておられるが、0 年
建設課を設けて、建設課の方でこれを手をつけたいのが確か 6、0 年
頃建設課を設けておりましたから、6 1 年頃からこれを進めたこと
う思つておられます。

1 5 番～大体で結構であります。今日政協助による保費所の問題がいつか
こつちでやられておりましたが、何故そういつた対応を組むかといふ
と云う質問をやつた時は、地が問題だといふことと聞かされたので、
が、お聞きしますが、都市計画がなされてからこれ 3 年或は 4 年にな
るに云うに、その保費所を設ける場所を打ち切りました。これは朝
は金 3 番目に移ります。野嵩等の高地の水道の料金徴収して、水
と映し出す。お伺いします。

市長～はい。

1 5 番～話しによりますと云うと 30 立米は 27～28 立米土着
様であります。そういうことが実際にありますか。

市長～前から話しがありました様に水が出ない場合には或は空気に
というのでその異状の場合には話し合つて調整していることになつ
ております。

1 5 番～この点、担当課長の方に答弁お願いしたいと思ひます。

水道課長～説明申し上げます。確かに野嵩の高地におきましては最近
の軍の配水管の水圧低下によりまして、日中使用時間中はほとんど
出ない地域が多々ありますので使用水量におきましては、高地
はパイプの末端でもありますし、確かに 30 立米上つたり、50 立
方上つたりした所があります。そういった所は個人の申し入
れによりまして調査して測定減をして徴収しております。

1 5 番～現在調整して徴収している訳ですね、そんなら結構であります。が、
私が知つてゐる所です。今でも立米方も使わないのが、そういう倒りが
あります。そして私の所に来ましてこの集金人かどうか、いつつきり
知らない様ですが、これは今までどう突撃をおさえてみてそんな
方もない様なメーターは上らんと所がいやがらせをやつたという様

5 番～期待しておきます。

15 番～私の質問の 2 番に入ります。これは今度で確か三回目の質問でありますし、先つき 9 番議員も質問なさっておりますので、別な方法から致したいと思えます。都市計画はなされてから何年になりますか

市長～都市計画を打ち出したのは、はつきりしたと云うのは、建設課を置いてその前から都市計画をやらねやならんと思つておりましたが、建設課を設置して、建設課の方でこれを手を着けたのが確か 60 年頃に建設課を置いておりますから、61 年頃からこれを進めたところ思つております。

15 番～大体で結構であります。今日政援助による保育所の問題があつちこつちでやられておりますが、何故そういつた対応費を組まないかと云う質問をやつた時には敷地が問題だということと聞いたおぼえがありますが、都市計画がなされてからかれこれ 3 年或は 4 年にもなると云うのに、その保育所の設置する場所位置選ぶことが出来ない様では全く話しになりません。この問題は打切ります。3 番目に移ります。野高等の高台地の水道の問題について、水は朝と晚しか出ない様であります。適正な料金を徴収しておりますがお伺いします。

市長～はい。

15 番～話しによりますと云うと 50 立法或は 27～28 立法も上つておる様であります。そういうことが実際にありますか。

市長～前から話しがありました様に水が出ない場合には或は空気でも回るといふのでその異状の場合には話し合つて調整していることになつております。

15 番～この点、担当課長の方に答弁お願いしたいと思います。

水道課長～ご説明申し上げます。確かに野高等の高台地におきましては、最近の軍の配水本管の水圧低下によりまして、日中使用時間中はほとんど出ない地域が多々ありますので使用水量におきましては、高台地はパイプの末端でもありますし、確かに 30 立法上つたり、50 立法上がつたりした所がまゝあります。そういう所は個人の申し入れによりまして調査して測定減をして徴収致しております。

15 番～現在調整して徴収している訳ですね。そんなら結構であります。私が知っている所で今まで 8 立法方も使わないのが、そういう例があります。そして私の所に来ましてこの集金人かどうか。はつきり知らない様ですが、これは今までこう実績をおさえてみてそんな途方もない様なメーターは上らんと所がいやがらせをやつたという様

なメーターは上らんと、所がいやがらせをやつたという様な話しを聞いております。その辺はあつたかどうかは充分調査されまして、直接指導担当される課長に慎重にこの人達も地方公務員であるはずでありますし、又集金人のおばさんなりでも指導監督して、相手にいやみとして受け取られる様な言論をしない様に充分注意してもらいたいということを要望致しまして、この質問を打ち切ります。

19番～都計の問題でも沢山の部分的な質問がございましたけれども、都市計画をされて、かれこれ数年もう既にマスタープランも認定されるという段階までさし進めております。従いまして私の聞きたい所は、もう既に実施の段階にあるべきだという見解に立ちまして、今後のいわゆる工事でございます。その実施の今後の計画について一応お伺いしたいと思っております。

市長～市のマスタープランという計画については、去つた25日に審議されて居りますが、それが行示済んだら、それによる所の事業を計画して認可を受けて進めると、最初に次に認可を受けて進める仕事が今出している所の埋立とそれから区画整理、これが先きになるところ思っております。具体的な件につきましては関係課長から現在やりつつあるのは、今急いでいるのがこの排水と歩道の本年度で施工すべきものの軍への手続きや、或は政府への設計の変更などについては、現在やつている様であります。次に来る仕事はそういうものが大きな仕事になるところ思っております。尚補足すべき所は課長に説明して載きます。

19番～今おつしやられた埋立と区画整理と云うことでございますが、その区画整理の段階においても、一応は実施の段階においてはそれには色々すべてが一語に出来るということはありませんが、その大体段階ですね、どこからどういふふうにして、どういふふうにかつて進んで行きたいといった様な具体的な計画でもございましたら説明願います。

建設課長～只今のご質問に補足致します。都市計画が認可なりまして、尚これから実際に実施するということになりますと、用地問題が含まれて来る訳でありますので、真先に区画整理の方に着手しまして、それでその地域の地主の方々の土地に将来制限がかかる訳でありますけれどもその制限が長びかない様な方法で速かに区画整理をし又各人の土地が早く使えるといふふうにして行きたいと考えております。それからもう一つは雑物が実際に作られる様になりまして更に又道路という問題がございまして、その件も早急に道路計画を致しまして、実施して通交に支障のない様に行きたいといふふうを考えております。それで前々からお話し申し上げました様に区画整理の方では今の普天間の前すじ原一帯は約70,000坪位ございまして、その方を第1番目にやりまして引続き時期の前後は少しありますけれども、大謝名の方の地域に早く着手したいと考えております。そ

これはあの辺一帯が非常に今建物を作りたいという要望がございまして、もうまじかに市街化するとともに建物が立ち並んで施行が出来ないという様な状態になると、市としても整理に苦勞する訳でございまして、その辺一帯真志喜・大淵名それから宇地泊一帯に早速手をつけて区画整理事業を進めていきたいと考えております。それから埋立事業の方でございしますが、その方は現在、周辺一帯の海岸の測量を完了しまして大体现地の土量あれこれ調査しております。それで埋立する範圍において、海岸の奥の方には海岸沿いでございしますが、測量済みでそこまで埋るんだという標示でしてございまして、その方は區画が出来次第実際に検討しまして、工事が出来る範圍内、一工区・二工区・三工区まで分けたらどうかというふうに今検討しておりますが、その工区を早く終つて事業実施に移して行きたいというふうに考えております。次に同し都市計画でありますが、尚今度指定になります幹線道路につきましては、幹線道路に含まれる土地について調査をし、それが実施出来る様な方法をあらかじめ計画的にやつて行きたいというふうに考えております。

19番～よく分かりました。時間的に延年することは、将来において大きなくいを残すという様な又実際工事に着手しても色々折るとか、出るんじゃないかということ懸念致しております。速かに実施してもらふ様強く要望致します。次に2番に移ります。先程も3番さんからの質問にもあつた訳でございしますが、本市のいわゆる地先水面の漁業権の問題とそれに平行しまして埋立の問題そういったことを現況を市長さんとしては、如何様な見方で見ておられるか。又この問題の将来についての市長さんのご見解をお伺いしたいと思ひます。

市長～見解というと市の欲している所が出来そうであるか。埋立についてどういう意味ですか。先きもお話し申し上げましたが、議會でもそういう方法で1つ協力してもらふ様に、或は皆さんで一語になつていつてその点を強く要請して頂きたいところ思つております。それから埋立に関してというと、埋立は確かに認可されるものところ思つております。

19番～その現況についてでございしますが、市長さんのご意思が通るものと明るい見通しでございしますか。という意味でございします。

市長～そうであります。

19番～1つ大い處が緊張つて明るい見通しがそのまま明るくなる様にお願ひします。次に移ります。去つた6月議會におきまして、附屬機關が設置される様に決定され、かつ又予算のうら付けがございします。現在まで何んらの動きもございせんので、どういふふうになつておるのかその現況についてご説明お願ひします。

市長～現況においては、本日も足らぬものがある。車の上で、大抵メンバーも準備し

19番～すぐ出て来て、その問題の分る。大抵メンバーも準備し、

市長～そうであります。

19番～以上で私の問題は閉鎖致します。

議長～これで質問を終わります。外にございませんか。

16番～文書出してないで、大失礼致しておりますが、去つた6月の議会の

市長～財政課長から説明させていただきます。

財政課長～一時借入れにつきましては、10,000ドルの借入れがなされてお

16番～9月中にやられる訳ですか。

財政課長～9月中はちよつとまにあいかれると思います。

16番～やられることはやられる訳ですか。

財政課長～はい、やります。

16番～収入役さん、ちよつと借入の件ちよつとお願い致します。借入の議

収入役～一般会計は10,000ドル借りて、返済が10月3日になっております

市長～現況においては、本日も2～3回申上げて、大体メンバーも準備していますので、近く発足出来るものとう思います。

19番～すぐ出来るということは、大変結構なことだと思いますけれども、現在までその問題が延々したそのうらには何かあるんじゃないかといつた様な一種の危ぐの縁をいだきましてこの質問を出した訳でございますが、充分にこの当該期間が生かされて市長としても充分な効果が発揮出来るんだという自信をお持ちですか。

市長～そうであります。

19番～以上で他の問題は削除致します。

議長～これで質問を終つたことになりませんが、外にございませんか。

16番～文書出してないで大変失礼致しておりますが、去つた6月の議会の場合に年度始めの予算運用という意味で一時借入れの議決を致しましたけれども、いくらを借入れるのか、償還状況はどうなつてゐるか。それからもう1つ毎年議会に財政公表を出さなくちやいけない様になつております。去つた6月末日までの財政状況を公表する様に条例にうたわれておりますが、今議会にも出ておりませんし公表やられる意思があるのかどうか。その点二点だけお伺いします

市長～財政課長から説明させていただきます。

財政課長～一時借入れにつきましては、10,000ドルの借入れがなされております。返済につきましては、まだ返済してないと思つておりますが期日はつきり分りませんので、後でご報告申し上げます。それから財政公表の件でございますが、今資料の作成中でありまして近々の内に財政公表をしたいと思つております。

16番～9月中にやられる訳ですか。

財政課長～9月中はちよつとまにあいかねると思ひます。

16番～やられることはやられる訳ですね。

財政課長～はい、やります。

16番～収入役さん、ちよつと借入の件ちよつとお願い致します。借入の議決をした訳でございますけれどもですね、いくらを借入れたか水道も一般会計もですね、それから償還状況はどういうふうになつてゐるかどうか。6月未まで議決したものでございます。

収入役～一般会計は10,000ドル借りて、返済が10月3日になつております

それから水道特別会計は10,000ドル借りて、償還が12月3日と立
つております。

5 番～私の1番の質問事項に対して、プリント資料が配ばられており
ます。そこで収入役にお尋ね致します。この1月3日現在のこの件数
をこの該当編に12月の20日ないし、25日、20日でも結構
ですから一応20日としておきます。63年12月20日現在の件数
を以つて次の議会までにも結構です。提出してもらいませんか。こ
れは1月3日現在のものです。これはこれを12月20日現在の~~該当~~
当する各項目のいわゆる金額です。これは64年の1月3日現在~~まで~~
で作成されたこれは件数であります。これは1月3日現在です。から
それより約14～15日前です。63年12月20日現在における
所のこの項目に該当するすべての金額これを次の議会でも結構です
からこれまでに1つ出してもらいますか。要求致します。提出を要
求致します。

収入役～前任者の期間でありますか。

それから水道特別会計は 10,000ドル借りて、償還が12月3日となつております。

- 5 番～私の1番の質問事項に対しまして、プリント資料が配ばられております。そこで収入役にお神ね致します。この1月3日現在のこの件数をこの該当欄に12月の20日ないし、25日、20日でも結構です。さら一応20日としておきます。63年12月20日現在の件数を以つて次の議会までにも結構です。提出してもらいませんか。これは1月3日現在のものです。これはこれを12月20日現在の該当する各項目のいわゆる金額です。これは64年の1月3日現在で作成されたこれは件数であります。これは1月3日現在です。それより約14～15日間です。63年12月20日現在における所のこの項目に該当するすべての金額これを次の議会でも結構です。からこれまでに1つ出していただけますか。要求致します。提出を要求致します。

収入役～前任者の期間でありますか。

5 番～はい、そうです。もし出来なければ出来ない理由をお願いいたします。

収入役～前任者の期間でありましたので、出来ない場合があるかも知れませんが、一応やってみて出来なければ出来ない事をお知らせします。

6 番

5 番～はい出来なければ出来ない理由をお願いします。

5 番～資料によりますと、預け入れの取引銀行、これは農協に7,000万、ゆうちょに約2,000万、市立銀行に約10,000万、こういうふうになっておりますが、3つの金融機関預金利息は同じでありますか、利息は異なりますか。

収入役～利子税の引かれる分は市中銀行は少なくなると思います。

5 番～利子税に該当する金額だけ農協に預けた方が互野湾市のためになります。が、しからばためになる様に最善の方法を以つて現金を保管するのが、収入役の義務だと私は考えますが、これに対して今後の預け入れというふうな問題に対しまして、収入役はどのようなふうな考えでありますか。

収入役～充分検討した事はございませんが、単に申し上げますと、今預金の利子を多くするという意味からしまして農協の方が有利だとは思いますが、条例によりまして預金先が指定された以上は、ある程度市の今後の発展のために、各金融機関の登録ももち論これは必要になつて来るんじゃないかと思っておりますので、そういう登録事務をお願いする意味からおきまして、ある程度の取引は市の発展のために、尚預金利子以上の得策があるんじゃないかと考えて出来るだけ事務に支障のない限りは、各指定された金融機関とも取引をして行きたいという様な考えを持っております。

5 番～預金の利子そういった只これだけの理由からじゃなくて、政策面そういった面も考慮した上であるという今の考え方は別に、それでも結構かと思っておりますが、今のお考えの説明の中に取引銀行として指定されているからという理由がありましたが、取引銀行として指定されているからというのは、預金しなくちやいかない義務があるというふうに解しやすくですか。収入役さん。

収入役～義務ではございません。

10 番～本会の一取組を通じて、その答弁の中に諮問機関という諮問委員というものは、合併問題、那覇市との水道問題、市有地の処分の問題、埋立の問題、そういった問題はすべて諮問委員会によく検討するという様なお答えでございましたが、なんだかその諮問委員会というものは、大きな当局の決定権をもつ様な委員会、何か知らそう考えられる訳でございませ

5 番～はい、そうです。もし出来なければ出来ない理由をお願いいたします。

収入役～前任者の期間でありますので、出来ない場合があるかも知れませんが、一応やってみて出来なければ出来ない事をお知らせします。

はい

5 番～はい出来なければ出来ない理由をお願いします。

5 番～資料によりますと、預け入れ先の取引銀行、これは農協に7,000\$余り、りゆう銀に約5,000\$、沖縄銀行に約10,000\$余り、こういうふうになされておりますが、3つの金融機関預金利息は同じでありますか、利息は異なりますか。

収入役～利子税の引かれる分は市中銀行は少なげくなると思います。

5 番～利子税に該当する金額だけ農協に預けた方が耳野湾市のためになります、しからばためになる様に最善の方法を以つて現金を保管するのが、収入役の職務だと私は考えますが、これに対して今後の預け入れというふうな問題に対しまして、収入役はどういうふうな考えでありますか。

収入役～充分検討した事はございませんが、単に申上げますと、今預金の利子を多くするという意味からしまして農協の方が有利だとは思いますが、兼、条例によりまして預金先が指定された以上は、ある程度市の今後の発展のために、各金融機関の登録ももち論これは必要になつて来るんじゃないかと思つたので、そういう登録事務をお願いする意味からおきまして、ある程度の取引は市の発展のために、尚預金利子以上の得策があるんじゃないかと考えて出来るだけ事務に支障のない限りは、各指定された金融機関とも取引をして行きたいという様な考えを持っております。

5 番～預金の利子そういった只これだけの理由からじゃなくして、政策面そういった面も考慮した上であるという今の考え方は別に、それでも結構かと思つたのですが、今のお考えの説明の中に取引銀行として指定されているからという理由がありましたが、取引銀行として指定されているからというのは、預金しなくちやいかない義務があるというふうに解しやすくですか。収入役さん。

収入役～義務ではございません。

10 番～本会の一般質問を通じて、その答弁の中に諮問機関という諮問委員というのは、合併問題、那覇市との水道問題、市有地の処分の問題、埋立の問題、そういった問題はすべて諮問委員会でよく検討するという様なお答えでございましたが、なんだかその諮問委員会というものは、大きな当局の決定権をもつ様な委員会、何か知らそう考えられる訳でござい

す、そこでもう一度その委員会の計画について市長さんに御質問いたします。

市長～研究し検討する機関であつて、ここでもって議決した様に決定する機関ではなしに、又執行の責任をここにあずけた案でもないので、あくまでも研究機関であります。

10番～結局今までの質問内容からした場合には、どういつたすべての問題が、その委員会が設置しない限りは、手がつけられないという様な感じをうけるのであります。そこで現在の当局の内部の人員としては、どういふ問題は手つけられない訳をございませうか。

市長～先に10番議員さんがいわれる様に取り上げられた問題は非常に難しい問題で悩んでいる問題でありますので、その機関を作つて、そこで検討したいということでありませう。実際の所現在の職員でこれを検討する余裕もなければ、又それについては市長としても職員だけでこれを決定し付けるのはどうかという不安がありますので、この機関を作つて充分検討したいという考えであります。

議長～外にございませうか、なければこれを以つて一読質問を終ることにいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時20分)

議長～再開いたします。(午後4時26分)

市長～議案第40号、1965年度富山県市才入出追加更正予算と議案第41号、市債を起すことについての案件は、この度の定例会に間に合せて、市の予算を更正して、その財源のねん出としては起債を求める外はないという考で、起債の議決までお願いしよう。即ち日程の5、6に予定してありましたが、手続上で政府の方からの起債の認可がまだ得られませんので、こちらとして予算案を作り出すことが、今の所出来ませぬ。一応その目途がついてから提案したいと思ひますので、御了承願ひます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時27分)

議長～再開いたします。(午後4時28分)

議長～日程第8、陳情第9号、取引銀行指定に関する陳情についてと、それから日程第11、議案第44号、富山県市財産の取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題に付します。

議長～本案につきましても一読事務局長をして朗読せしめます。これにつきましても、別に口頭では陳情は受けておりませぬ、書面だけであります。

す。そこでもう一度その委員会の計画について市長さんに御質問いたします。

市長～研究し検討する機関であつて、ここでもつて議決した様に決定する機関ではなしに、又執行の責任をここにあずけた訳でもないので、あくまでも研究機関であります。

10番～結局今までの質問内容からした場合には、こういつたすべての問題が、その委員会が設置しない限りは、手がつけられないという様な感じをうけるのであります。そこで現在の当局の内部の人員としては、こういう問題は手つけられない訳でございますか。

市長～先に10番議員さんがいわれる様に取り上げられた問題は非常に難しい問題で悩んでいる問題であるますので、その機関を作つて、そこで検討したいということでありませう。実際の所現在の職員でこれを検討する余裕もなければ、又それについては市長としても職員だけでこれを決定付けるのはどうかという不安がありますので、この機関を作つて充分検討したいという考えであります。

議長～外にございませんか。なければこれを以つて一設質問を終ることにいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時20分)

議長～再開いたします。(午後4時26分)

市長～議案第40号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算と議案第41号、市債を起すことについての案件は、この度の定例会に間に合せて、市の予算を更正して、その財源のねん出としては起債を求める外はないという考で、起債の議決までお願いしよう。即ち日程の5.6に予定してありましたが、手続上で政府の方からの起債の認可がまだ得られませんので、こちらとして予算案を作り出すことが、今の所出来ません。一応その用途がついてから提案したいと思ひますので、御了承願ひます

議長～暫休憩いたします。(午後4時27分)

議長～再開いたします。(午後4時28分)

議長～日程第8.陳情第9号、取引銀行指定に関する陳情についてと、それから日程第11.議案第44号、宜野湾市財産の取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題に付します。

議長～本案につきましては一設事務局長をして朗読せしめます。これにつきましては、別に口頭では陳情は受けておりません。書面だけであります。

議 長～議案第44号について当局の趣旨説明を求めます。

市 長～只今の陳情にもあります様に、市の財産管理の円かつをはかるためには
こういう信用のある支店は安全な取引先として認められますので、これ
を改正したいと思つて提案してある訳であります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休いたします。(午後4時29分)

議 長～再開いたします。(午後4時30分)

議 長～本案につきましては、質疑はございませんか、なければ質疑を打ち切りた
いと思ひますが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本案に対する質疑を打ち切ることにいたします

議 長～では陳情第9号、取引銀行指定に関する陳情について~~必~~討論を求めます

議 長～~~討論~~省略の聲がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では陳情第9号、取引銀行指定に関する陳情についてを表決に付します
本案を採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は採択することに決定いたします。

議 長～次は議案第44号、宜野湾市の財産管理及び処分に関する条例の一部を
改正する条例について~~討論~~を求めます。

議 長～~~討論~~省略の聲がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では議案第44号、宜野湾市財産管理及び処分の取替管理及び処分に関

議 長～議案第44号について当局の趣旨説明を求めます。

市 長～只今の陳情にもあります様に、市の財産管理の円かつをはかるためには
こういう信用のある支店は安全な取引先として認められますので、これ
を改正したいと思つて提案してある訳であります。

議 長～本案に対する質疑も認めます。

議 長～暫休願いたします。(午後4時29分)

議 長～再開いたします。(午後4時30分)

議 長～本案につきましては、質疑はございせんか。なければ質疑を打ち切りた
いと思ひますが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございせんので本案に対する質疑を打ち切ることにいたします

議 長～では陳情第9号、取引銀行指定に関する陳情について~~を~~検討を求めます

議 長～検討省略の聲がございますが、御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございせんので左様決定いたします。

議 長～では陳情第9号、取引銀行指定に関する陳情についてを表決に付します
本案を採択することに御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございせんので、本案は採択することに決定いたします。

議 長～次は議案第44号、宜野湾市の財産管理及び処分に関する条例の一部を
改正する条例について検討を求めます。

議 長～検討省略の聲がございますが、御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございせんので左様決定いたします。

議 長～では議案第44号、宜野湾市財産管理及び処分の取得管理及び処分に関

する条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時35分)

議長～再開いたします。(午後4時40分)

16番～動議を提出いたします。本定例会の会期が来る23日までとなつておりますが、全議案が終了いたしましたので、会期打ち切りの動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今の動議は所定の賛成者がございましたので、成立しております。お諮りいたします。会期を打ち切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本日を以つて会期を打ち切ることにいたします

議長～本日を以ちまして、全日程が終了いたしましたので、重野市議会第17回定例会を閉じることいたします。

長時間にわたり慎重なる御審議をしていただきまして、どうもありがとうございました。

議長～閉会(午後4時41分)

上記会議録の次第は書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1964年10月20日

重野市議会議長

議事録署名議員

議事録署名議員

伊坂貞素
安里安助

する条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時35分)

議 長～再開いたします。(午後4時40分)

16番～動議を提出いたします。本定例会の会期が来る23日までとなつておりますが、全議案が終了いたしましたので、会期打ち切りの動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶ)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がございましたので、成立しております。お諮りいたします。会期を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本日を以つて会期を打切ることにいたします

議 長～本日を以ちまして、全日程が終了いたしましたので、宜野湾市議会第17回定例会を閉じることいたします。

長時間にわたり慎重なる御審議をしていただきまして、どうもありがとうございました。

議 長～閉会(午後4時41分)

上記会議録の次第は書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1964年 月 日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

議事録署名議員

伊藤良子
青里安政